

市民がつくる
久留米市政白書
2015

こげんで
よかとの？



くるめ革新懇話会 編

まえがき

本書は、憲法が保障する地方自治に根ざした「まちづくり」を進めたいと願い、市民自らが地域の問題を整理しようと取り組んだ成果です。

取り上げた諸問題は、市民が矛盾を感じ不安になり、解決を求めて行政にかけあい、議会に陳情するなどの行動の中から浮かび上がったものです。はじめは手に負えないほど大きな課題と見えたり、あるいは、こんな小さな問題を理解してもらえるだろうかと悩みながら、周りの人に訴え、仲間を増やし、検討を重ねながら今日に至っている課題もあります。取り組まれた期間の長短はいろいろですが、いずれも久留米市の行政や議会の審議と深くかかわっています。中には行政の対応が不十分だったために矛盾が拡大したものさえあります。多分野にまたがっていますが、市政全体からすればまだ一部にすぎません。しかし、それぞれの文章は、問題点を指摘するだけでなく、新たな解決の方向や展望も示しています。本書の題名は、市政の実態を示しつつ、幅広い市民に語りかける気持ちを込めてつけました。

いま、《国民・市民が抱える課題や願い》と、《国政・地方行政が推進する制度・施策》に大きなギャップがあります。例えば、国政レベルでは、憲法第9条に基づく平和の維持を貫くか、集団的自衛権の発揮に進むのか、「脱原発」へと踏み出すのか、「原発再稼働」に固執するのか、等の対立です。久留米市政においては、ごみの減量とリサイクルを徹底するのか、ごみの増加を「想定」して二つ目の焼却場を建設するのか、相変わらずスクラップ&ビルト方式で、活用できる市民会館・六角堂広場を破壊して、シティプラザを建てるのか、それとも市民の暮らしに目を向けた子育て・教育・福祉・地域経済循環・環境保全などの充実や市民協働へ舵を切るのか？などの問題です。

2014年1月に久留米市長選挙がありました。選挙にさいして、市長選候補者に対して市政運営に關するいろいろな質問状が出されました。過去の選挙でもアンケートで回答を求めたり、候補者間の討論の場が設定されたことはあります。しかし、今回ほどの多くの、そしてさまざまな団体から質問状が發せられたことはなかったと記憶します。明らかに、市民自らが市政への関心を積極的に提示する動きでした。「くるめ革新懇話会」は質問状発信の先がけとなりました。それがきっかけとなって、私たちはこの白書づくりを思い立ったしたいです。

この白書をまとめる過程で、私たちは市民が抱える諸課題に共通する問題点に気づきました。市民が不安になったり矛盾を感じた問題のほとんどは、市民の暮らしから発生しています。しかし、市民が持つ問題や関心が、どのように行政に反映されたのか、市政・施策として議会と行政でどのように検討されたのかが不透明であることです。先の市長選挙では、行政のトップ・市長のあり方に関心が集まりました。一方、市議会は行政の在り方を監視し、市民の願いや課題を審議して、市政の基本方向を決定する機能を持っているはずです。しかし、率直に言って現在の市議会は、市長の提案する案件を十分な議論することもなく、「通過儀式」の場としか見られない役割しか

果たしていません。市民の関心が市議会に向くのは当然のことです

今回の白書で取り上げた諸問題が、市議会でどのように審議されてきたかは重要な問題ですが、どうも不透明・不確かです。私たちは、お任せ主義では問題の解決にならないことに気づきました。議会をしっかりと機能させるためには、市民が市政に関して関心を高める必要があると考えています。この白書は、市民の市政への関わりを問い合わせるものでもあります。市民としてどのような議論と行動を展開すべきか、それぞれに考えるきっかけになることを願っています。それぞれの文章には運動の発展や苦労が書き込まれています。読み取ってくだされば幸いです。

本書は、市民活動諸団体や有志の方々の協力をいただきながら、くるめ革新懇話会の責任で編集しました。

2014年11月

くるめ革新懇話会

革新懇話会（略称「革新懇」）は、暮らしを豊かにし、民主主義を発展させ、平和を守る目的で活動する革新的共同と革新統一をめざす団体です。全国革新懇とそれぞれの地域に根ざした地域革新懇があり、全国で草の根の運動を展開しています。くるめ革新懇は2012年7月14日に結成されました。

全国組織が掲げる次の三つの共同目標に賛同しています。

1. 日本の経済を国民本位に転換し、暮らしが豊かになる日本をめざします。
2. 日本国憲法を生かし、自由と人権、民主主義が発展する日本をめざします。
3. 日米安保条約をなくし、非核・非同盟・中立の平和な日本をめざします。

目次

まえがき	くるめ革新懇話会	1
1 今すすむ ムダな巨大「公共」事業		
① 宮ノ陣ごみ焼却場問題	4	福田 洋一（市民オンブズパーソンくるめ）
② 都市プラザ計画の白紙撤回運動 —市民無視、独断専行の久留米市政の転換にむけて—	11	河野 泰治（心ゆたかな久留米のまちづくりを考える会）
2 市民の暮らしと経済・教育・福祉		
① 地域経済を支える中小零細企業の振興のために	20	坂本 よう子（久留米民主商工会）
② 高すぎる国民健康保険料	26	貫橋 宣夫（筑後地区社会保障推進協議会）
③ 子どもを取り巻く教育の課題	31	熊谷 芳昭（子どもと教育のために手をつなぐ会）
④ 子どもの医療費無料化へ — 市民の声と施策になおギャップ —	33	貫橋 伸子（新日本婦人の会 久留米支部）
⑤ 4Kトイレをなくして学校を快適に	37	高橋 明子（公共施設を考える会）
⑥ 水道事業の問題提起 — いま、過剰開発のツケが！—	40	鳶川 正義（筑後川水問題研究会）
⑦ 平和の問題 — 平和問題と久留米一、一 ちっご九条の会の活動報告 —	46	山田 念年（久留米平和委員会）、中西 和也（ちっご九条の会）
⑧ 議員から見た市政運営の問題点 — 市議会での行政追認、市民軽視の実態 —	53	甲斐 征七生（市会議員）
3 市議会の問題と改革の提案	56	
		甲斐 征七生、緒方 正子（市会議員）
<巻末資料>		
1 福岡県内市町村の政治倫理条例ランキング	59	
2 宮ノ陣ごみ焼却場の裁判における意見陳述書	61	

宮ノ陣ごみ焼却場（北部ごみ処理施設）問題

福田 洋一（市民オンブズパースンくるめ）

1. 問題の経緯

① 新ごみ処理施設建設計画

1987年（昭和62年）、久留米市は将来ごみが増え続けるとの予測のもとに、新ごみ焼却施設の建設を計画したが緊急性がなかったため中断状態となっていた。

2005年（平成17年9月）、市内宮ノ陣八丁島地区で新ごみ焼却施設建設のための環境アセスメント説明会が行われ具体的な動きが始まった。

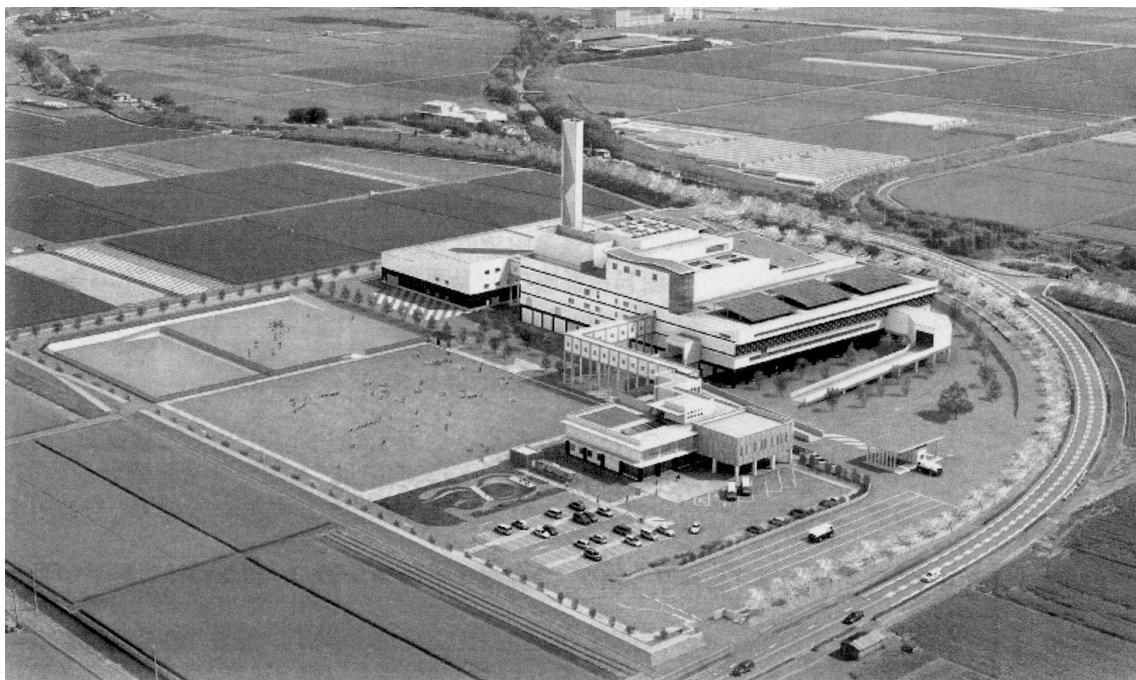
2007年（平成19年2月）、市は既存の上津クリーンセンターと新ごみ処理施設の南北2箇所体制とする基本構想を発表した。

市は市民への十分な説明責任を果たさないまま建設を進めようとしたため、地元農家や市民から詳しい説明と建設の中止を求める反対運動が起こった。

市は市民の要求に耳を貸さず、十分な説明がないまま強引に建設の準備を進めたため、反対運動はエスカレートし公金支出の差し止めを求める裁判に発展、反対運動が続いている。

② 新施設の概要

・建設場所	久留米市宮ノ陣八丁島
・敷地面積	約7.4ha
・処理能力	ストーカー炉 163t／日 (81.5t×2基)
・処理法式	可燃ごみ：ストーカー炉+灰セメント化方式 不燃ごみ：破碎分別方式
・リサイクルセンター	22.5t／日 (カン、ビン、ペットボトル、廃プラ)
・スケジュール	H25年着工、H28年稼働
・費用 (契約済)	
用地買収	637,817千円
建設費用	133,894 エイト日本開発
設計・管理	
工事請負費	8,804,250 タクマ九州支店
管理費	7,778,400 久留米ハイライト
(20年間)	2,291,000 太平洋セメント他9社
計	19,645,361



完成予想図（久留米市の資料による）

③ 反対運動の推移

2006年～（ごみ問題連絡会、地元住民）

- (平成18年)
- ・学習会、反対チラシ撒き
 - ・地元八丁島住民のみによる反対署名提出 474名
 - ・久留米市、福岡県、環境省、九州農政局へ意見書を提出
 - ・市議、県議、国会議員、農業団体などへの働き掛け
 - ・久留米市長、久留米市議会議長への請願

2009年～（ごみ問題連絡会、地元住民、民主商工会、弁護士との協働活動）

- (平成21年)
- ・広範囲なチラシ撒き、学習会
 - ・反対署名提出 6,720名
 - ・建設反対の看板（建設予定地周辺 5ヶ所）、のぼり幡
 - ・環境アセスメントに反対意見書提出 12,000名
 - ・公開質問状（11回）、環境部と交渉（5回、市長2回出席）
 - ・環境省廃棄物対策課と交渉（3回）
 - ・新ごみ処理施設の設計書、図面を閲覧して安全性、防水対策チェック
 - ・監査委員会に対し住民監査請求実施、監査の結果違法性なしとの報告
 - ・住民監査請求に対し、久留米市監査委員会は違法性なしと報告したので福岡地方裁判所に提訴。

2. 現状

① 建設工事

- ・現地では地盤工事が終了し、基礎工事を行っている。



(2014年9月28日撮影)

② 建設反対の裁判

- ・2013年（平成25年）5月24日、福岡地方裁判所に提訴
- ・北部ごみ処理施設の建設は必要かつ最小限度の支出以外を禁じている地方財政法に違反するので建設費用の支出差し止め及び支出済みの8億6千万円の返却を求める。
- ・原告 石橋利雄（八丁島農家）他230名、被告 久留米市長 楢原利則
- ・口頭弁論 原告が必要性、安全性、ごみ減量、建設の不当性、予算の使い方、農家の心情、中小企業の実情、教育現場の実情、などについて様々な立場から反対意見を述べた。（一部の意見陳述書は巻末資料として掲載）

第1回口頭弁論	(2013.10.21)	6名
第2回口頭弁論	(2013.12.10)	3名
第3回口頭弁論	(2014.02.24)	2名
第4回口頭弁論	(2014.05.12)	2名
第5回口頭弁論	(2014.08.18)	2名
第6回口頭弁論	(2014.10.20)	2名
第7回口頭弁論	(2014.12.22)	

3. 新ごみ焼却場建設の問題点・課題

① 建設の必要性がない無駄な公共工事であり、税金の無駄遣いであること

＜理由 1＞ ごみは増えない、

旧久留米市の焼却ごみの実績は市民や行政の減量努力により平成15年の82, 399t（年間）をピークに年々減少し、平成24年は69, 375tとなっている。久留米市の予測によれば、合併した三瀬、城島町のごみを加えても72, 820tである。久留米市は更に（ア）可燃ごみ未受け入れ分2, 815t、（イ）可燃性粗大ごみ3, 665トン、（ウ）可燃性残渣3, 451tが加わると主張するが、仮にこれらを加えても82, 751tである。従って、最大限に見積もっても焼却ごみが増えることはない。むしろこれからはプラスチックの分別、生ごみのリサイクルなどが進めば更に減少することが期待される。

＜理由 2＞ 上津クリーンセンターで処理可能である

上津クリーンセンターの定格処理能力は100t／日×3基=300t／日であるが、環境省の国庫補助金交付標準による稼働率（73.9%）を掛けると221.7t／日となり、年間処理量は80.920tとなる。

しかしながら、上津クリーンセンターは20%の余力を持つように設計されており、平成14年は82, 095t、平成15年は82, 399t、平成16年は81, 737t、平成17年は81, 386tを処理しており、現有施設で十分処理可能である。

② 現地はごみ焼却施設の建設に不適である。

＜理由 1＞ 洪水危険区域である

現地は筑後川、宝満川、太刀洗川に囲まれた地域で、久留米市が作成した洪水ハザードマップによれば2～5mの浸水危険区域であり、昭和28年の水害でも数m水没している。もし洪水によって水没すれば、焼却炉は破損し使用不可能となるだけでなく、ごみや灰などの有害物質が広範囲に流出する危険がある。国土交通省筑後川河川事務所では昭和28年程度の雨が降れば再び洪水の危険があると警告している。

＜理由 2＞ 圃場整備された優良農地である

現地は圃場整備された広大な水田地帯であり、有機栽培によるブランド米（しまのまい）や野菜が栽培されている。

排煙に含まれる重金属やダイオキシンによる環境汚染の危険性があり、風評被害によって農家の経営のみならず久留米市の農業振興にも悪影響をもたらす。

九州農政局も「農業公共投資のなされた優良農地であって、モデル的な集落営農が展開されている営農状況を踏まえ、公共転用であったとしても、他に代替する土地はないか十分に検討を要する」と反対意見を述べている。

＜理由 3＞ 軟弱地盤である

現地は土砂が堆積した沖積平野の呈をなし、ボーリング調査に基づく地質調査書によると現地の地質は砂、シルト、粘土、火山灰、軽石、礫などが堆積した軟弱地盤であり、液状化する危険がある箇所が指摘されている。

③ 久留米市の財政に悪影響を及ぼす

平成26年度の久留米市の財政は、一般会計予算1346億円に対し、市債残高は1317億円、(前年比53億円増)、基金残高212億円(前年比68億円減)となっている。歳入面では市税、地方交付税の伸び悩みに対し歳出面では医療費、社会保障費などの扶助費は増大し財政基盤は厳しさを増している。特に普通建設事業費が240億円に急増している。

久留米市は北部ごみ処理施設、シティプラザ建設の2大プロジェクトを同時進行で進めているが、建設費の多くを借金に頼らざるを得ず、市債残高の増大は避けられない見通しである。しかも、これらの施設には巨額の維持管理費がかかり、財政の負担が増す。

これらの公共工事の費用は大手ゼネコンや焼却炉メーカーにわたって地元へは流れず、地元経済の活性化にはならないので市税への環流も期待できない。

市債残高の増加は公債費(利息、借金返済)の増加となって財政基盤の更なる悪化を生じ本当に必要とする教育、扶助費などへのしづ寄せや公共料金の値上げなどに繋がる。

④ 地域社会への悪影響

新ごみ処理施設の建設で土地の売却や耕作の補償で大金を手にした住民(賛成派)と建設に反対する住民(反対派)との間に亀裂が生じている。

このことはしこりとなって残り、これから地域づくりの障害となってゆく。

⑤ 市民への説明が不十分

久留米市は北部ごみ処理施設建設設計画について市民に対して十分な説明責任を果たしていない。説明会の開催は地元八丁島住民のみで、ほかは校区の役員会、農業団体などに簡単な説明を行ったに過ぎない。一般市民に対しては再三の要求したにも拘らず広報誌である「広報くるめ」に一方的に発表するやり方である。

このため一般市民は詳細な内容や問題点を知ることが出来ず、北部ごみ処理施設は必要、すでに決定したことなので変更は出来ない、などと受け止めている。

4. 当団体の主張

- ① 北部ごみ処理施設の建設を直ちに中止し、購入済の土地は環境保全や農業振興に役立つ施設に活用すること。
- ② 上津クリーンセンターの施設の維持管理を徹底し、出来るだけ長く活用すること。
- ③ プラスチックの分別を行い、ごみの減量を行うと同時に、再資源化(油化)を急ぐこと。
- ④ 生ごみの分別によってごみの減量を行うと同時に再資源化(メタンガス、液肥)を急ぐこと。

5. 市の対応

① 建設工事の強行

北部ごみ処理施設建設の正当性が裁判で争われているにも拘らず、工事を強行しており、「広報くるめ」で市民に既成事実として発表している。

② 新ごみ処理施設の建設が必要であると主張

(ア) ごみ量を過大に予測している。

ごみ量の予測に於いて、旧久留米市、旧城島町、旧三瀬町の焼却ごみ量 72, 820 t の他に可燃ごみ未受入れ分 2, 815 t、可燃性粗大ごみ 3, 665 t、可燃残渣 3, 451 t、合計 82, 751 t と予測している。

この他に、何時発生するか分らない災害ごみ 2, 200 t を 61 日間で処理しなければならないので余力を持つ必要があると主張し、ごみ量に加えている。

この結果久留米市が予測する焼却ごみ量は 1 日当たり

$$\text{通常ごみ} \quad 82751 \div 365 = 226.7 \text{ t}/\text{日}$$

$$\text{災害ごみ} \quad 2200 \div 61 = 36 \text{ t}$$

$$\text{合計} \quad 262.7 \text{ t}$$

となり、北部ごみ処理施設建設の必要性のため無理やりにつじつまを合わせている。

災害ごみなどの緊急事態は近隣の自治体が互いに協力して処理するのが常識であり、久留米市も協定を締結している。

久留米市は災害ごみ対策については補助金の対象とするとの政府の方針変更が行われたことを計上の理由としている。

(イ) 上津クリーンセンターの処理能力を過小に見積もっている

久留米市が主張する上津クリーンセンターの 1 日あたりの処理能力は

$$100 \text{ t} \times 3 \times 64\% \times 74\% = 142 \text{ t}$$

これに対し、焼却すべきごみ量（災害ごみ含む）は 262.7 t と予測する。

この結果不足する分 $262.7 \text{ t} - 142 \text{ t} = 120.7 \text{ t}$ を北部ごみ処理施設で焼却しなければならないことになる。これが久留米市が北部ごみ処理施設建設の根拠である。

北部ごみ処理施設の 1 日当たり能力は $163 \text{ t} \times 74\%$ (平均稼働率) = 120.6 t であるから不足分とぴたりと一致する。無理に合わせたのではないか。

しかしながら、上津クリーンセンターの能力が定格 300 t に対して 142 t しかないというのは、過去の処理実績の推移からすると明らかに過少である。

平成 5 年から平成 24 年までの平均処理量実績は 199.4 t である。平成 15 年の処理実績は 225.7 t であるから、久留米市の主張は北部ごみ処理施設の建設を正当化するためのごまかしと言わざるをえない。

<久留米市が上津クリーンセンターの処理能力を過小に見積る根拠>

- ・処理能力に余裕を持たせる必要がある。

(反論) そもそも上津クリーンセンターの設備は焼却炉、排ガス処理設備、誘引通風機等については始めから 20 % の余裕をもつように設計されている。

従って、処理能力を低く見積もる必要はない。

- ・ごみ質が高質化して焼却温度が高くなるのでごみの焼却量が落ちる。
(反論) 焼却実績を調べると高質ごみ基準を超えるケースは滅多にしか発生しない。

たとえ高質ごみ基準を超えた場合でも処理能力は低下しない。

- ・上津クリーンセンターは老朽化して能力が低下する。
(反論) 12億円をかけて主要な機器の改修を行い、現有処理能力200t／日を
15年間維持可能と説明している。(H23.6.8西日本新聞)
改修を行ったら処理能力が半分以下に低下するなどありえないことである。

(ウ) 上津クリーンセンターの修理のため焼却炉3基を同時に停止させる必要があり、北部ごみ処理施設の建設が必要となる。

(反論) 一時的に停止する場合は事前に準備とともに、近隣自治体に協力を要請すればよい。旧施設の改修のため新たに施設を作る必要はない。

6. 市に対する代替案、再提案

- ① 上津クリーンセンターの有効活用、及びごみ減量、リサイクルによって焼却ごみを減らせば、北部ごみ処理施設の建設は要らない。
- ② 将来、設備が老朽化して処理能力の低下や運転停止が予想される場合は、上津クリーンセンターに焼却炉を1炉増設して順次更新を図ればよい。
- ③ 生ごみの再資源化を急ぐこと。

生ごみのメタンガス化の技術は実用化され、近隣の大木町や日田市で実施されている。

焼却ごみの大幅削減と同時にメタンガスの売却や有機肥料(液肥)の売却で収益を上げることができる。

- ④ プラスチックの分別と再資源化を急ぐこと。

プラスチックの油化技術は久留米市でも既に実用化されている。

焼却ごみの大幅削減と同時に市の公用車の燃料として活用できる。

都市プラザ計画の白紙撤回運動

一市民無視・独断専行の久留米市政の転換に向けて一

河野 泰治（心ゆたかな久留米のまちづくりを考える会）

はじめに

2009年2月久留米井筒屋閉店。翌年10月、跡地利用を目論んで、久留米市は「久留米市総合都市プラザ検討委員会」を立ち上げた。ほぼ同時に跡地を第三セクターが7億円近くで買収。間を置かず2011年1月、「市民会館取り壊し、都市プラザ新設」とする検討委員会報告書「(仮称)久留米市総合都市プラザの施設整備の方向性について」を提示。2月14日にはこれを記者発表、総事業費約125億円（用地取得費、駐車場整備等は除く）とした。かくて、ごく短期間で「市民会館の取り壊し、125億円の都市プラザ新設」は、計画決定＝実施とされた。

東北大震災・福島原発事故の非常事態の中、2011年6月には、3年以上におよぶ白紙撤回活動の母体となる「心ゆたかな久留米のまちづくりを考える会」が結成された。白紙撤回運動をとうして、多くの市民が、「市民不在、独断専行、巨額な無駄使い」の行政と圧倒的多数の「行政追随」議員、議会による前時代的・非民主的な久留米市政の現実を目の当たりにすることとなった。2014年春の市長戦に向けた候補予定者に対する「くるめ革新懇話会」による公開質問状で、「都市プラザ」は、宮の陣八丁島に予定されたごみ処理施設建設計画とともに、大きな政策課題・対立軸であることが鮮明になった（読売新聞）。

東北復興は遅々として進まず、福島原発事故は収束どころか、次々に大課題が噴出する中で、新たな安全神話がふりまかれている。同時に、公共施設のスクラップアンドビルド、「コンクリート漬け」のまちづくりが全国で展開され、環境破壊・市民福祉との新たな矛盾を引き起こし、行政への市民の意識改革を迫っている。巨大で無駄な「シティプラザ」には、ハード、ソフトも含めてこれからどれだけの大問題が起こるか予断を許さない。

ここでは、都市プラザ計画と計画遂行過程の問題点・欺瞞性を明らかにしておくことと、その白紙撤回を求めた活動を時系列的にしるし、心豊かな久留米の創出、革新にむけた資料を提供することにしたい。人々の記憶は薄れても記録は消えない。

1. 「都市プラザ」計画の問題

(1) 巨額な「無駄使い」

① 建設費と維持費

初期建設費（イニシャルコスト）が、久留米市の多くの公共施設の中で巨額であるだけでなく、年間数億円の恒常的な経費・維持運営費（ランニングコスト）も市の財政を圧迫することは確実である。とりわけ、「快適な」施設レベルの維持改善のために、今後20年ほどの間隔で舞台装置や音響設備、その他の技術革新による「大規模補修費用」が、数十億円必要となるであろうことも指摘しておかねばならない。

② 際限なく増大する工事費

市民が最初に知らされた 2011 年 2 月時点の総工事費は、125 億円。計画の白紙撤回活動を始めた当初が 150 億円。この原稿を書いている 2014 年 9 月時点では約 180 億円。当初巨額だと考えていた時の 1.5 倍を超えており、際限がない。

③ 合併特例債の宣伝

合併に伴う公共施設等に 95%、返済額の 70% を国庫負担とする合併特例債によって、「都市プラザを作つておかないと、今後建設は難しくなる」と大宣伝。150 億円の建設費に対して、国の補助金と合併特例債を使えば、市の負担は 47 億円で済むとした。市負担の元利償還費は 1.9 億円。この時点で市債は 1,700 億円を超え、4 人家族で 230 万円にも達していた。合併後 10 年までとする特例債の消化期限が、15 年に延伸されて以降も計画の見直しなされなかった。

(2) 市民会館の改修放棄

① 久留米市民会館の特徴

1960 年代に大きな都市で「市民会館」建設が一様に進められた。都市の財政力、規模によって建設時期の早さが決まった。久留米市民会館は 1969 年オープンと遅くはない。石橋文化センターの計画も手がけた地元出身の菊竹清訓氏の設計で、1,348 席(max1,500)の大ホール、240 席の小ホールと 2 つの会議室を有する建築として全国に紹介された。（写真）青木繁の「海の幸」の緞帳もかけられた。

わずかに先行する 1963 年に「ベルリンフィルハーモニーオーケストラ・ホール」が、ベルリンフィル専用ホールとして建設された。時折テレビで放映されているが、舞台を囲んで背後まで客席が配置されている。従来の常識を覆して、聴衆と演奏者・ベルリンフィルとの近密さを指向した計画は、新たな時代を切り開こうとする世界のホール計画に大きなインパクトを与えた。

久留米市民会館は、多くの市民会館の設計と異なって、舞台と観客席を結ぶ中心線に対してやや非対称に客席を配置し、切り離された演者と観客の関係を和らげるホールの平面となっていて、ベルリンフィルのホールを想起させる、斬新で意欲的なホールとして評価された。



② 大規模改修を放棄

久留米市民会館は、建設後 40 数年、まだ壮年期にある。全国の政令指定都市・中核市の 800 席以上、1980 年以前に建設された現役の 11 ホールについての「大規模改修費」に関する調査・研究報告がある。久留米市民会館が含まれている。11 ホールの内訳は、建設後およそ 26、27 年後に大規模改修を施したのが 7 ホール、およそ 20 年後と 30 年後に分けて大規模改修を行ったのが 3 ホール。全く大規模改修を行っていないのが 1 ホールのみ、それが久留米市民会館である。雨漏りや外壁の塗装など少額の応急的な改修で済ませたことが明示された。衝撃的でもあり、納得もできる複雑な印象を与える研究報告である。(下表参照。出典：「改修費用から見る公立ホール施設の改修状況」、日本建築学会東海支部研究報告書 (pp.361-364) 第 48 号 2010 年 2 月、名古屋大学大学院環境学研究科大學生 陳愚、名古屋大学大学院環境学研究科 教授清水裕之 他)

表 全国 11 ホールの大規模改修の築後実施時期、費用など

施設記号	大改修実施時期	大改修費用(千円)	建設費(千円)	大改修費用/建設費	改修実施状況分類
MM	27	2,064,001	600,000	344%	A
SS	28年～31年	3,333,317	1,555,634	214%	A
SH	30、34・35	569,607	350,000	163%	A
AN	29・30	2,707,411	3,700,000	73%	A
AT	26・27	1,594,641	3,640,000	44%	A
FF	33年、37・38年	1,281,741	553,000	232%	A
HN	19年	876,590	473,000	185%	A
CC	12～14	347,952	711,000	49%	B
	19	360,720		51%	
	30	232,482		33%	
NN	21～24	1,171,766	1,107,000	106%	B
	32・33	1,398,806		126%	
CK	16	264,500	859,500	31%	B
	24	341,960		40%	
FK	なし		439,200		C

A 1 回大規模改修を行う

B 2 回以上大規模改修を行う C 大規模改修を行わない

(筆者注：施設記号 FK が久留米市民会館)

物価指数補正による大規模改修費の平均は約 28 億円。

建設後 40 数年後の 2011 年、久留米市議会調査特別委員会で、「いま大規模改修を行えば 33.1 億円、20 年は利用可能」と報告された。調査研究報告での大規模改修費の平均値と符合する。

ホールの壁や天井の材質や形状は室内の音響性能を大きく左右する。建築材料や音響設備機器、舞台機構などホールに関わる技術革新は急速に進んでいて、大多数のホールで、壁や天井を張り替えるなど大改修が施されたのである。これに対して我が市民会館は、40 数年前のラジオやテレビを視聴するかごとき演劇・音楽環境を市民に提供し続けてきたのだ。少ない便器の女性用トイレもそのまま。久留米市民会館は、完全に取り残された、遺物とさえ言えるのではないか。久留米市民会館の取り壊しを最初にうたった「(仮称) 久留

「久留米総合都市プラザ検討委員会」報告書は、その「老朽化」を最大の要因の一つに挙げているが。

③ 耐震診断

東北大震災を経験した直後にあってなお、その耐震性については放置したままで「耐震診断は行わない」と表明した。市民に安全な施設の提供という観点の欠如は、市内で生活すること自体を空恐ろしいものとしている。憶測だが、耐震診断を行ったが、「十分耐震性能はある」との結果を得ているのではないか。とすれば、取り壊しの根拠の一角が崩れてしまう。しかしながら、ホール建築の最大の特色は、音響性能・外部からの騒音の侵入を最大限防ぐ構造にある。このためにホール部分の外壁を厚くて重いコンクリートで覆っている。ホール建築はそもそも耐震的なのだ。さらに久留米市民会館は、屏風を立てたような外観をしている。よく見かける波型スレートと同じ原理の折版構造で、きわめて耐震的な建築構造になっている。このことから市は「耐震診断は行わない」「30億円あまりの改修で20年は利用できる」と表明したのであろう。

(3) 市民無視、欺瞞に満ちた計画と推進

① 市民の反対と市議会議員の賛成

計画発表の早い段階で「久留米市文化連合会」が、都市プラザの建設要望書を市に提出したと報じられた。久留米市が強引に計画を推進する大きな拠り所にしてきた。しかし、「主たる関連団体」が、快適に利用できるようにとの要望ではなくて、長年使用し続けてきた市民会館の取り壊しを突如要望したのである。茶番としかいいようがない。要望書を提出した側にも受け取った側に対しても、市民は共感しなかったし、賛同を寄せなかつたのは当然である。ゆめタウン前での巨額で無駄な施設への税金の投入計画の白紙撤回を求めるビラ配り・署名活動で実感したのは、突然の計画発表を知らなかつた市民が多数であること、計画に賛同する者が皆無であること、「賛成できない」と署名に応じた市民が大多数であったことである。まして、合併前の旧4町の市民にとって、交通不便な中心部のホール、さらにコンベンション施設については、巨額の負債を強いられる不条理に似た思いが語られた。

市議会では、特別委員会が設置され、本会議でも、本質に迫る議論のないまま賛成多数でことごとく市側の提案が可決された。2,3人の議員を除いて、都市プラザ計画の是非に対する市民団体のアンケートに対する回答を回避し、議員集団として市民の要請に背き続ける体質をあからさまにしてきた。公共施設の維持管理・補修のためだけでも、今後40年間に現状の倍の年間110億円を超えるという試算を公表した(市公共施設白書)。市道や橋梁、河川などの都市インフラの補修は含まれていない。都市プラザへの巨額な初期投資とランニングコストは次の世代に大きな負債を重ねる。行政の暴走を監視する役割を放棄して行政に追随し、市民の声・生活を顧みない議員集団には幻滅してしまった。

② いくつもの欺瞞

- ・都市プラザ計画のスタートの時点で、その欺瞞性を露にしていたことは先に述べた。
- ・設計者の「選定」では、二重の騙しの手口が使われた。まずは、業者選定を付託された学識経験者などの専門家による「選定委員会」の検討結果として公表された「（仮称）久留米市総合都市プラザ設計者選定公募型プロポーザル選定結果報告書」（2012.4）である。結論として、最優秀者は、省エネルギー建築を提案の核とした N 設計とした。そして、2 位は、六角堂広場と井筒屋跡地の間の「道路の上」に「サークルロビーやギャラリーロビー」を設け、これを提案の核とした香山壽夫建築研究所とした。本来この案は、審査対象そのものから除外し、失格案とすべきであったといえる。道路の上には、人が集う空間などを建築できないことは、少なくとも建築設計に携わる者にとっては常識である。無論建築基準法で禁止されている。2 位とすることで、次の欺瞞的な手口によって、最優秀者・採用案とする道につなげた。「検討委員会」の設置は、市民を欺く道具に過ぎなかった。
- ・選定委員会からの選定結果報告を受けて、市長、副市長、部長ら 10 人で構成する「政策会議」で、専門家に委託して得た結論である「選定結果」を覆して、2 位の提案を「最優秀者」に選定した。建築設計の素人集団が、委託した専門家委員会の決定を尊重するどころか、素人の設計評で、「結果報告」も逆転させ、しかも建築基準法に抵触する設計案・設計者を選定した。そもそもこの「政策会議」は、前年の 2011 年 11 月 14 日施行、都市プラザの設計者選定のために設けられている。泥縄的ながら、しかし用意周到に「最優秀者」を選定したのだろう。設計者の選定は、「選定委員会」の設置の前に、既に決まっていたと推量できる。こうしてプラザ計画自体と同様、設計者選定のプロセスも、市民の目から隠れ、民主的ルールなどお構いなしの欺瞞に満ちた市政運営の一環をなしている。

（4）前時代的な行政体質（破綻したスクラップアンドビルト方式と過大な将来予測）

- ・私たちの貴重な公共財を、市民に周知せず、まともな議論もなく、拙速に破壊してしまう。市民会館のみならず、築 10 年程、やっと市民に馴染んできた「六角堂広場」まで。「よらしむべし、知らしむべからず」のいわば封建的な久留米市の行政体質に、破綻したスクラップアンドビルト方式のまちづくりを重ねようとしている。環境に配慮した都市づくりを宣言した久留米市は、行政が率先して、大量の廃棄物、炭酸ガスを多量に生み出す環境破壊を指向しているとしか言いようがない。先の大戦で大部分が廃墟となった中心市街地で、歴史を積み重ねようとする、市民に馴染んできた、わずかばかりの公共財、しかも市民のシンボルがいとも安易に消滅させられる。
- ・公共施設のスクラップアンドビルトの計画には、「根拠薄弱、過大」な将来予測がつきものである。以下、2011 年 6 月の市議会調査特別委員会資料による「メインホール」と「経済的な効果」をみてみる。メインホール利用者数の予測では、年間 12 万 4 千人（一日あたり利用者は市民会館の 1.19 倍、稼働率 10 パーセント増の利用日数 239 日）。都市プラザ全体で、年間 49 万 8 千人、すべての市民が毎年 2 度ほど訪れるという。経済効果は、コンベンション参加の 1 万人を差し引いた人数に、平均 2,000 円を消費するとして、年間 9.8 億円と見積もっている。これらの数値を、忘れずに今後の推移を監視していくことも重要である。数十年前に、全国のまちで策定された、わが町の将来人口を合計すると、いまの日本

は 2 億人を優に超えていなければならない。こうした将来予測の考え方、手法が、久留米市の行政と議会の間で健在である。

2. 「都市プラザ」計画の撤回を

(1) 市民の会の結成

- ・都市プラザ計画発表の 4 ヶ月後（2011.6.10）、「都市プラザ」計画の白紙撤回を求めて、「(仮称) 久留米市総合都市プラザを考える会」が結成され、同時に陳情書を久留米市長と久留米市議会議長宛に提出した。
- ・間を置かず（2011.6.25） 「心ゆたかな久留米のまちづくりを考える会」を結成し、「(仮称) 久留米市総合都市プラザ計画に抗議する決議」を市長、議長宛に提出。毎月数度の会合に多彩な市民が参加し、都市プラザ計画の白紙撤回を求める宣伝、請願署名活動、講演会などが推し進められた。
- ・計画の白紙撤回を求める活動は広がり、7つの団体が連合し、「心ゆたかな久留米のまちづくりを考える会」を中心に、「(仮称) 総合都市プラザ建設の白紙撤回を求める連絡協会（「撤回連」）」に発展し（2012.1.16）。7団体（心豊かな久留米のまちづくりを考え会、市民オンブズパーソン久留米、あけぼの商店街振興会、久留米の自然を守る会、新しい久留米市を考える会、うきは市民の会、百姓無限の会）は、それぞれの立場からの議員や議会、市長に対する公開質問や署名活動を展開しつつ、撤回連では、意見発表、情報交換、学習、市民への情宣活動、撤回の署名活動を展開した。こうした市民の会結成と時を同じくして、180億円の「八丁島ゴミ焼却場新設計画」推進の記事が西日本新聞に掲載され（2011.6.8）、多くの市民が同時に2つの巨額な無駄使い事業と対峙することになった。

一方で、市民生活を窮地に追いやる国政との戦いが強いられた。既に、民主党政権は消費税増税、TPP 参加、原発再稼働に突き進んでいた（2012 年 12 月の総選挙後の自民党安倍内閣は、違憲である集団的自衛権の行使容認を「閣議決定」）。これらの国民的大課題は市民生活に直結する。「国民本位の経済を、憲法を生かし、非核・非同盟・中立の平和な日本を」を掲げた、全国革新懇に連携して、「くるめ革新懇話会」が 2012 年 7 月 14 日に結成された。原発問題（特に玄海原発再稼働問題）とエネルギー問題、TPP と筑後地域経済・社会について、都市プラザやゴミ焼却場建設計画問題などなど、住み良い久留米のまちづくりに向けた、広範な活動が展開されている。2013 年 12 月にはホームページ「ようこそくるめ革新懇（懇話会）です」が立ち上げられ、次々に更新される丁寧な記事が好評を博している。

(2) 請願・署名・宣伝活動

- ・時には、アコーディオンやギター演奏も交え、また街宣車もくりだして、JR 久留米駅前やゆめタウンの道路沿いに幟を立てて、白紙撤回を求めるビラ宣伝、署名集めを行った。また軽トラックに白紙撤回ののぼりを立てた街宣車も繰り出した。配布したビラは 10 種、1 万枚に近い。
- ・8 月に始めた「総合都市プラザは白紙に戻せ！」の署名活動は、1 万人を超える目標に対して、少し下回ったものの 3 ヶ月で、6,157 筆を集め、市長、議長へ提出（2011.11.30）。

(3) 講演会シンポジウムなど

- ・50人を超える多くの市民による白紙撤回を求める集会にくわえて、大きな講演会・シンポジウムを開催した。
- ・「総合都市プラザを白紙に戻す市民集会」(2011.8.2) 於えーるピア。都市プラザ計画が巨額で無駄、市民不在の計画であり、市民会館の改修活用が訴えられた。
- ・シンポジウム「久留米市の財政問題を考える」 世利洋介久留米大学教授、於サンライフ久留米 (2012.5.12)。「構造的に弱い財政力」は、47中核都市の下位9位にあることが語られた。
- ・鳥取の市民運動から学ぶ「新庁舎建設を改築に変えた市民の力」 — 無駄な財政支出をストップー、谷口肇「市庁舎新築移転を問う市民の会」組織部長、於市役所会議室(2012.7.22)。市民のエネルギーを結集させ、住民投票を成功させた鳥取市の経験を学んだ。
- ・六ツ門井筒屋跡地「都市プラザ」も、いらないフォーラム — 本物の「コンクリートから人へ」の久留米市政をめざして、於久留米リサーチパーク (2012.12.2) 都市プラザ、八丁島ゴミ焼却場などについての取り組み・意見交換がなされた。

(4) 公開質問状

- ・都市プラザの設計者選定における「二重の欺瞞」にたいして、「心ゆたかな久留米のまちづくりを考える会」は、「設計者選定に関する公開質問状」を提出し、記者会見を市役所記者クラブで行った (2012.7.11)。記者の中には、もう決まったことだとのあきらめの意見さえ出された。一方では、全国誌である「建築ジャーナル」2012年8月号に、この欺瞞に対する告発記事が掲載された。
- ・公開質問状に対する回答 (2012.8.1) は、建築基準法違反の「道路上のロビー」についてだけは、認めざるを得なくて、久留米市建築審査会などの許可を求める、つまりは、設計変更の指導でやりすごすとするものであった。主意に対する回答の不当性について、「都市プラザ設計者選定に対する抗議文」とともに、「再公開質問状」(「選定委員会結果の逆転決定」と「決定の撤回」、「選定委員会の否定」について)を突きつけた (2012.8.14)。まともな答えは何ら得られなかった。

(5) 新聞意見広告

- ・2013年5月1日、メーデーの日に西日本新聞の朝刊紙に「久留米市総合都市プラザ建設に異議あり！」の意見広告を掲載。

(6) 抗議文など

2つの抗議文を提示した。「(仮称)久留米市総合都市プラザ計画に抗議する決議」、市長、議長宛 (2011.6.25) と「(仮称)久留米市総合都市プラザ設計者選定に対する抗議文」、市長宛 (2012.8.14)。また建設工事の開始の日に現場で、市民へのアピールの抗議活動も行われた。

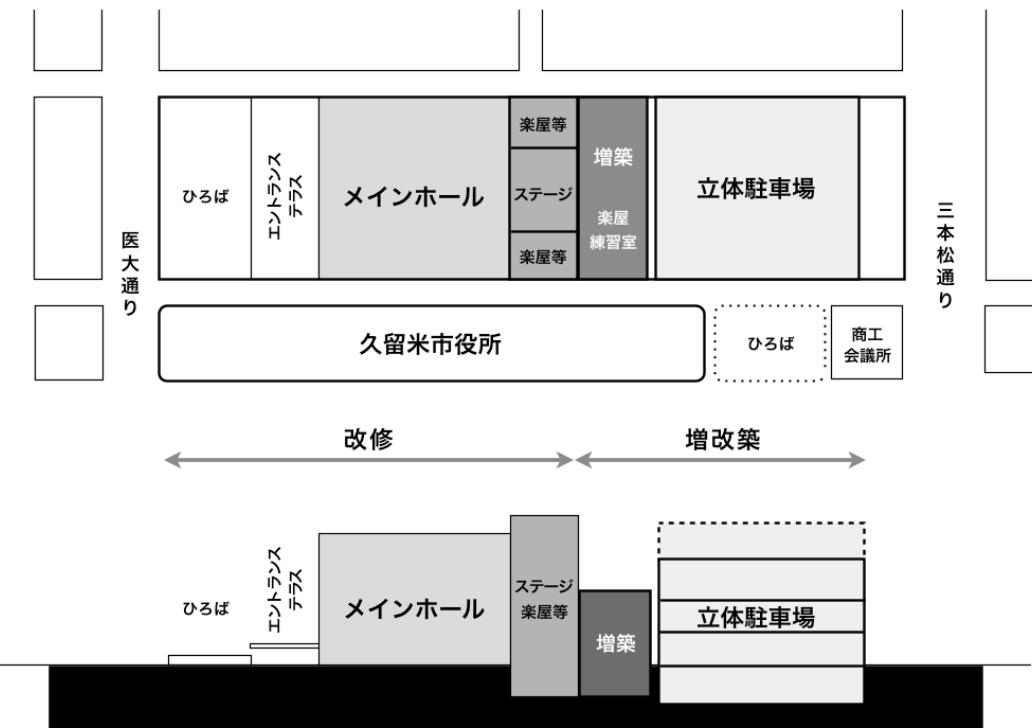
(7) 余録

(仮) 都市プラザの計画に対する白紙撤回の視点から記述してきた。あえて余録として正式名「久留米ティップラザ」の建築計画・内容についての大きな問題点にも触れておきたい。

・まずは、その過大さである。大ホールの客席数 1,509 席がうまるることはどれほどあろうか。大多数の市民ホールが大規模な改修によって現在も利用され続けていることは既に見えてきた。そこでは、ゆったりした座席に取り替えられ、従って客席数は 2 割ほど少なくなっている。40 年ほど前の多くの市民ホールが、その客席数の多さを競ってきたが、以前のホールの客席数が過大であったことを「適度な」規模に改善するという積極的な理由によっている。

・シティプラザには、地下駐車場 114 台が、多額の建築費を投入して計画されている。駐車台数の不足分は、民業を圧迫しないとの理由つけで散在する民間駐車場を利用すべきとしている。大きな催しが終わると、一斉に出庫することになり、周辺の久留米市幹線道路の交通渋滞は不可避となる。

・シティプラザ建設後に、市民会館の膨大な量の廃材・炭酸ガスが排出される。跡地には広大で無味乾燥な駐車場の景観が広がる。



久留米市民会館 改修案

・2011 年 8 月の「白紙撤回」を求める集まりで、上図のような市民会館を改修・利用する対案を提示した。今日のホールに関わる技術で改修・刷新し、不足する楽屋などを地下空間などに増築する。駐車場は隣接する市役所と共同利用する。集中する利用時間帯が異なることから、有効活用が図られる。(市の見積の) 30 億円あまりは、遅きに失したきらいはあるものの、市民共有の公共施設を活用・維持していくために必要な経費である。

おわりに

市民の必要性、要求に根ざさない（仮）都市プラザの計画と推移は、久留米市政がいかに多くの問題点・矛盾点を糊塗し、市民を欺いて推進しているか、その非民主性、市民の意見に耳を貸さない強権市政・行政体質を私たちにはつきりと示してくれた。同時に多くの市議会議員の反市民性もあらわになった。遅々として進まない東北大震災・原発事故からの復興に全力を注ぐべきときには、「久留米シティプラザ」建設がその足を引っ張っている。そもそもいつ竣工するのか、総工費がいくらになるのか見通せない。完成後、活発な市民の利用、中心市街地の活性化につながるのだろうか。はたまた、中心市街地に、昼間はさほど利用者のいない巨大な建物を抱え込むことになって、かえって活性化を阻害しないか、建設費とともに多額の維持管理費などが財政を圧迫して、福祉や教育など市民生活の貧困化につながらないか。将来世代への「負の遺産」として、市民不在の「文化都市」のシンボルにならないか。

心豊かな久留米のまちづくりには、市民の市政への関心・参加、提言・提案、刷新を推し進め、より広範な市民と連携し、ともに行動する力を結集することによって、「住民が主人公」のまともな久留米市政と市議会を構築することが何より求められている、ということを学んだのだと今思う。

中小零細企業対策

坂本 よう子（久留米民主商工会）

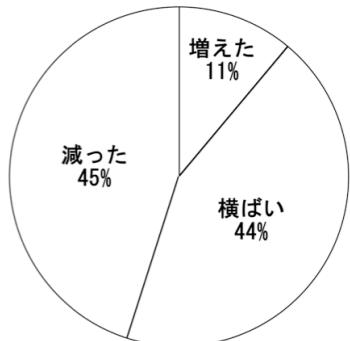
・はじめに

- ・今年4～6月期のGDP（国内総生産）や、個人消費が急激に下落しましたが、この最大の原因是、消費税8%への引上げに他なりません。社会保障切り捨てとも合せて庶民の生計費を直撃し、多くの中小零細業者が、消費税を「身銭」を切られ、商売の存続自体が危ぶまれる事態がいっそう広がっています。
- ・しかし、安倍政権に反省はなく、大企業・財界に奉仕して、庶民を苦しめる政治姿勢を強めています。「成長戦略」も大企業には、法人税の引き下げとともに、一方で、財源確保に赤字を含む中小法人への外形標準課税の拡大、消費税10%の再増税にも固執しています。
- ・今、「中小業者の大同団結と平和的・民主的日本への貢献」を使命とした地域づくりが求められています。

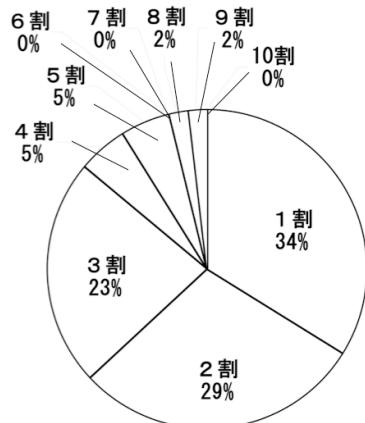
1、問題の経緯・あらまし・現状

- ・今日、中小零細業者の減少が著しく、久留米市では、2005年合併当時の事業所数は、16,000余が、2012年では、13,600と減少しています。これは、国の構造改革路線、規制緩和の方針で、特に、小零細業者の廃業倒産が、続出したことです。
- ・久留米民商が本年3月、会員を対象に実施した「経営・くらしのアンケート」856名分によると、

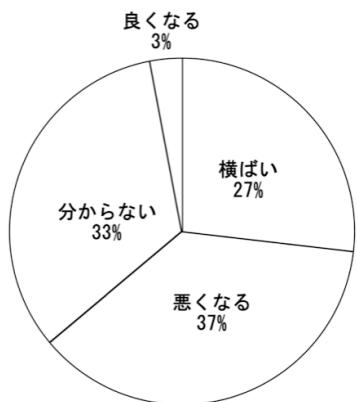
売上と利益はどうですか（前年比）



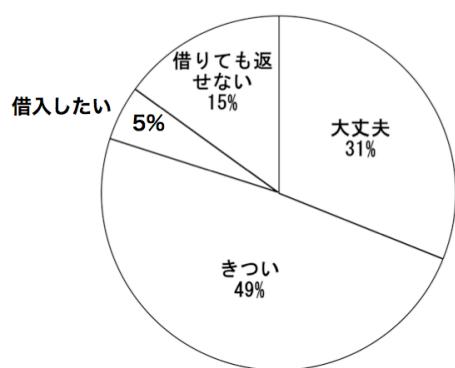
売上と利益の減った割合は



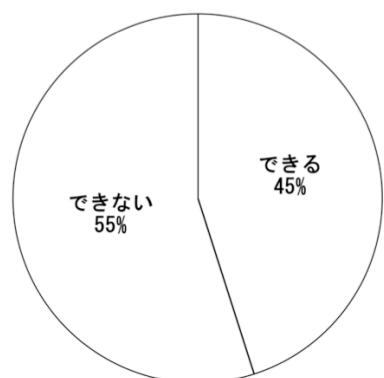
今後の経営の見通しは



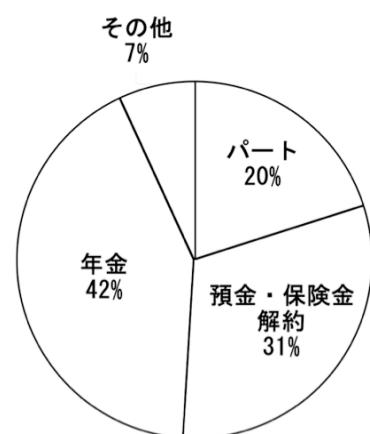
資金繰りは



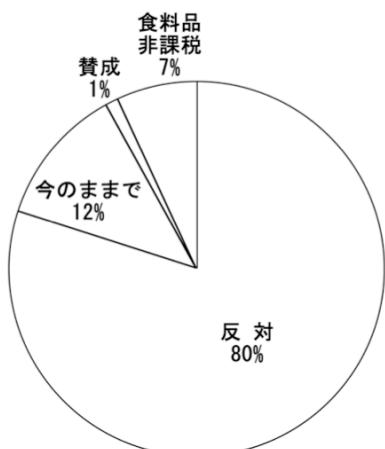
商売の収入だけで生活が



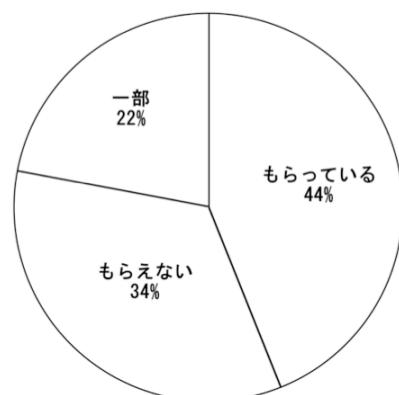
できない時は



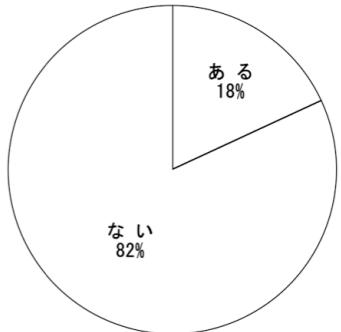
消費税の税率アップは



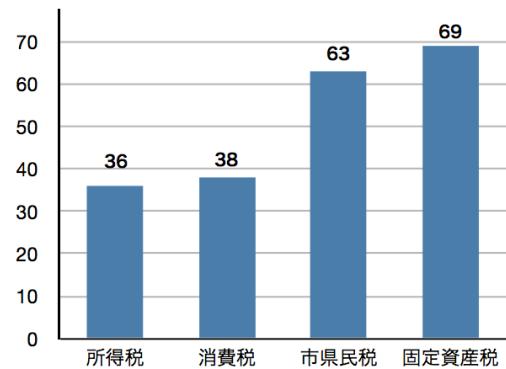
消費税の受取



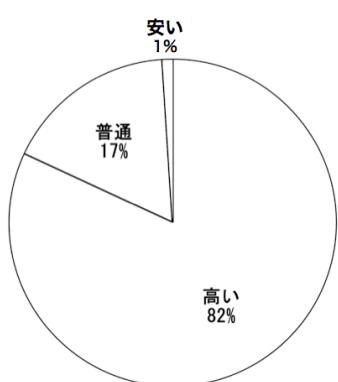
税金の滞納は



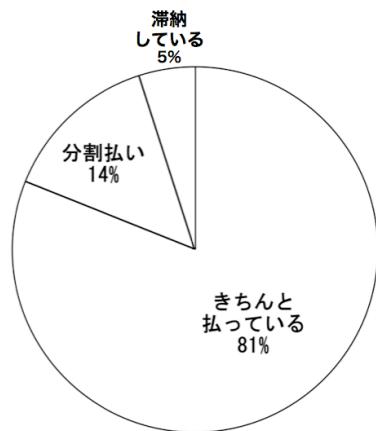
税金の滞納は



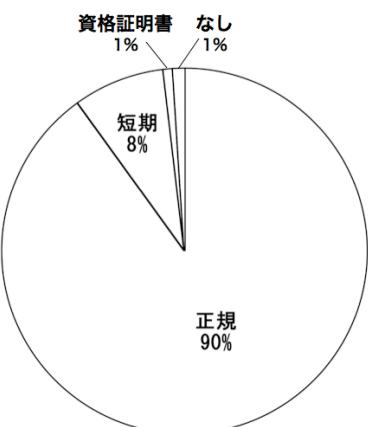
国保料・介護保険の保険料は



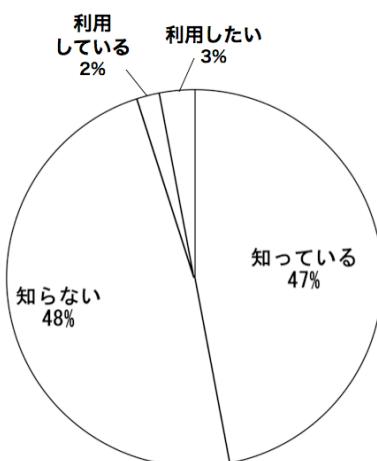
国保料・介護保険の支払いは



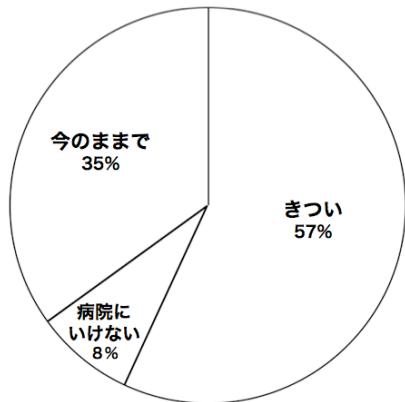
国保料・介護保険の保険証は



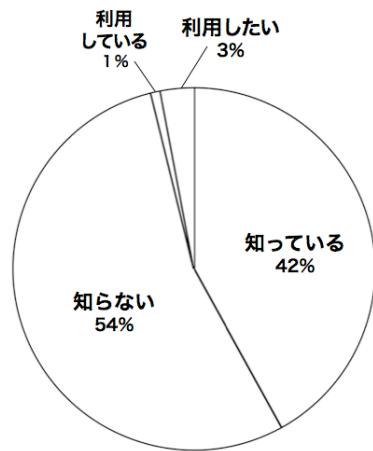
国保料・介護保険の保険証は



医療費の窓口負担金1～3割は



医療費の減免制度は



2、問題点・課題

- ・6月に小規模企業振興基本法（小規模基本法）が成立しました。小規模基本法をめぐる国会審議で、民商・全商連が提案する日本版・小企業憲章（案）が、さまざま活用され、大きな役割を發揮しました。この中で、新法には、小規模事業者からの意見聴取を踏まえた「基本計画」策定をはじめ、定期的な実態調査や国会への年次報告、支援体制の構築、自治体施策実施への責務など、一定の前進的枠組みも実現しました。この新たな条件を生かし、全中小業者が活用できる制度の確立をめざします。
- ・前述しましたが、小零細業者の減少は、特に、小売分野において、商店並びに商店街を整理淘汰し、高齢者、交通弱者の買物難民を生み出し、街づくりにも大きな打撃を与えています。
- ・久留米市の中心商店街（西鉄久留米駅前より、六ツ門まで約800メートル間の商店は、閉店率18%で通行量も大幅に減少し、久留米市のメイン商店街の体をなしておらず、淋しいかぎりです。旧井筒屋跡地と、六角堂広場を取り崩し、久留米シティプラザ（大劇場と広場）を建設中ですが、建設予算148億円が174億円へと大幅に引上げられ、備品等も予算化されてなく、総額はもっと上積されます。しかも、駐車場は、1,500席の大ホールに対し、150台と有料で、出入庫時の大混雑が予想されます。この豪華な箱物が、中心市街地の活性化に役立つという事は疑問で、正に税金のムダづかいに他なりません。
- ・筑後地区一の繁栄を誇った久留米市の中心街の文化街一帯は、当時1,500店からの飲食店があふれ、庶民の憩いの場として繁栄してきましたが、今日では、550店余りに

大幅減少し、対策が急がれています。

- ・久留米市の商工予算は、71億9,800万円、前年比6%減、一般会計予算のわずか5.3%で、その内容は、金融対策としての貸付融資予算が47億円と圧倒的に貸付のみで、市内13,600余の商工業者に対する支援は、非常にきびしい内容となっています。
- ・久留米市の公共工事の発注状況は、地場中小企業への発注率は65%で、地域経済の発展のためにも、分離分割発注を行い、中小零細企業への仕事確保につながるような施策が必要です。

3、私たちの主張、提案

- ・地域経済への波及効果が実証されている住宅リフォーム助成制度（久留米市予算2,000万円、助成額10万円）を改善、広げること。
- ・地元業者の設備投資意欲をも誘発する、店舗・工場対策の「リニューアル助成制度」を実現させること。
- ・公共施設の防災や、老朽化の対策工事を地元優先で分離分割発注するよう要求し、低単価の歯止めともなる、公契約条例の制定を求める。
- ・中小企業振興基本条例の制定を求める。
- ・小規模企業振興基本法にもとづく、市の施策を早急に打ち出すこと。
- ・まちづくりと、商店街振興、ものづくり、再生可能エネルギーの取り組みに力を入れること
- ・融資は権利の立場で、市の制度融資の改善、拡充を求め、中小業者の資金繰りへの抜本的支援策として、「返済凍結」「新規融資付きの借り換え」などの実態を求める。創業支援融資の条件緩和や拡充を行い、新規開業を応援すること。
- ・下請代金法や、建設業法に基づく、違法行為の取締りを強化し、不公正取引を是正すること。
建設下請代金への元請け責任を果たさせるため実効性のある行政指導を求める。
- ・強権的な徴収を許さず、納税緩和措置の適用を求める。
生活費に食い込む容赦のない課税が、小企業・家族経営の発展を阻害する大きな要因です。課税最低限度額を引上げること。

- ・消費税増税による重税押付けが、払えない税金と徴収の強権化を引きおこし、営業と生活を直接破壊しています。
- ・消費税の 10%引き上げをやめ、元の 5%へ戻すこと。
- ・大企業への特權的な減免税を中止させ、法人税率を、消費税導入前の水準に戻すよう、国に迫ります。
- ・所得税法第 56 条を廃止し、自家労賃を経費として、認める税制の実現をめざす。
- ・申告納税志度の擁護、発展へ納税者による、自主申告を最大限尊重すること。

4、おわりに

- ・中小零細業者は、労働者につぐ、第 2 の社会勢力です。とりわけ、小規模事業者は、地域住民の雇用の場としても、大きな役割を果たし、久留米市の経済と市民生活にとって、重要な地位を占めています。
- ・中小業者は、「大資本のためのまちづくり」ではなく、「生活し働いている住民のためのまちづくり」の推進者としての役割も果たしています。
- ・日本経済の危機が深まり、地域経済の土台が危うくなっているなかで、地域に根ざした中小業者の役割發揮が社会的に求められおり、その発展の新しい可能性は開けています。
- ・私たちは、デフレ不況に輪をかける中小業者いじめの政策のもとでも「商売を続けること自体が社会貢献」の立場で共感を広げながら、平和で安心して経営が続けられる社会の実現めざしてがんばっていきます。

高すぎる国民健康保険料

貴橋 宣夫（筑後地区社会保障推進協議会）

1 問題の経過・あらまし

筑後地区社会保障推進協議会（以後、社保協と略す）は、毎年秋に筑後地域の6市3町と社会保障に関する問題について懇談を行っている。懇談で取り上げる項目は、①国民健康保険制度について、②介護保険制度について、③医療費適正化計画について、④生活保護制度について、⑤子どもの命を守り、教育を充実させるために、⑥年金及び高齢者対策について、など多岐にわたる。私たちはこれらの項目をさらに細分化した小項目についてについて文書による回答を得ている。

久留米市とも回答をもとに懇談を行っている。私たちは市民のための制度拡充を要請しているが、久留米市はいつも「財政がきびしい」「当該の施策に予算をつけることができない」との発言を繰り返している。私たちが、「金がないのではない。予算の遣い方が誤っているのだ」と追及すると、部局の担当者は口をつぐんでしまう。

2 国民健康保険の現状

周知のとおり、国民健康保険（以後、国保と省略）に加入するのは、自営業者、農業や漁業を営んでいる人、退職した人、あるいは職場の健康保険に加入していない人などである。国保加入者は全体として所得が低いという特徴がある。久留米市の加入者は4万4,963世帯、7万9,173人で、予算規模は、357億円余である（いずれも2012年度）。

3 国保の問題点

第一に指摘したいのは、久留米市の国保料が福岡県で二番目に高いことである。夫婦子ども2人で年間所得が200万円のモデルで見ると、国保料は年間で432,800円となり、所得の2割を超えていている。また、保険料の一人あたり単純平均額（これを調停額という）は90,658円で、福岡県市町村の6位に位置する。市町村平均は81,659円だから、約9,000円高いことになる。福岡県自体が全国有数の高い国保料県であることを考えれば、久留米市は全国でもワーストクラスに位置する。

社保協では毎月15日に久留米市の繁華街で、国保料を少なくとも一人あたり1万円を引き下げるよう求める宣伝・署名活動を行っている。保険料が高いと感じている市民は積極的に署名してくれる。「こんなに高い保険料を払っていたら、本当に病気になったとき病院の窓口で支払うお金がない」という悲鳴に似た意見をよく聞くし、「がんばって引き下げて」という激励も多い。

私たちはすでに1万筆を超える署名を市長に提出しているが、久留米市は引き下げに応じようとしていない。国保制度に関して社保協が提出した質問に対し、久留米市は次のように回答している。「社会保険は、個人の責任や自助努力のみでは対応できないリスクに対して、国民が相互に連帶して支えあうことによって安心した生活を保障する助け合いの仕組みを体現した制度で

あるとされています。また、国保制度は国や県等の公費で負担する分を除いた額を保険料で貯うことが原則とされております。こうしたことから、『社会保険』のなかの『医療保険』である国保も社会保障制度のひとつでありますとともに、『相互扶助』と『受益者負担』の性格を有するものであると考えております」(社保協への回答)。

一方、久留米市は次のようにも述べている。「国民健康保険とは、病気になったり、けがをしてしまった時に、安心して医療を受けることができるよう、日ごろから加入者みんなで保険料を出し合って、医療費にあてる助け合いの制度です」(久留米市のホームページ)。

この二つの言辞を比べてみると、一方は「社会保障制度であるとともに『相互扶助』の性格を有する」とし、他方では、「助け合いの制度である」と異なる見解を示している。ホームページのように反論の来ないところでは、「相互扶助」と言い、反論が予想されるところでは、「社会保障の性格ももっている」と表現を和らげている。二枚舌回答と言わなくてはならない。

久留米市は国保制度をなんとか「助け合いの制度」であると特徴づけることによって、国保料の高騰もやむをえないと市民をむりやり説得しようとしている。しかしそれは根本的に間違っている。国民健康保険法第一条は次のように規定している。「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」。本条が明示しているように、国保は社会保障の制度である。つまり、国民の安心や生活の安定を支えるセーフティーネットにほかならない。国民健康保険法の条文には「助け合いの制度」という趣旨は書かれていない。

久留米市は2005年2月に田主丸町、北野町、城島町、三潴町の旧4町と合併し人口30万人の新久留米市に生まれ変わった。これにともなって旧4町の国保料は5年間の経過措置の後、年額で約12万円から15万円も引き上げられ、高い久留米市の国保料に合わせられた。そのため合併直後には、「合併していいことはいっちゃんなかった」という旧4町の住民の声をよく耳にした。

参考にまでに合併前から合併後への国保料の推移を示す表を掲げておく。ご覧いただきたい。

表 合併後の国保料の推移（単位円）

	2004年度	引き上げ額	2010年度
久留米市	388,500	44,300	432,800
旧田主丸町	292,900	139,900	432,800
旧北野町	302,200	130,600	432,800
旧城島町	310,600	122,200	432,800
旧三潴町	282,700	150,100	432,800

4 社保協の主張・提案

久留米市に限らず国保財政が逼迫しているのは、国が財政支出を減らしていることが原因である。

国は1984年に国保法を改悪して、国保への定率国庫負担を医療費の45パーセントから38.5パーセントに引き下げた。その後も90年代に市町村国保への事務費、助産費補助などの国庫負担を次々に廃止してきた。このため、市町村国保の収入に占める割合は2008年には24.1パーセントにまで下がってきた。これにともない1984年から2008年にかけて、一人あたりの国保料は39,000円から90,000円に高騰してきたのである。

この理由に加えて久留米市の国保料が他の自治体に比べて高いのは、一般会計から投入する法定外繰入金が極端に少ないためである。久留米市が国保財政に投入している法定外繰入金は、国保財政のわずか0.79パーセントに過ぎない。法定外繰入金の比率は、全国平均で2.9パーセント、久留米市と同規模の中核市平均でも1.7パーセントである。私たちは法定外繰入金の比率をせめて1.7パーセントに引き上げるべきと主張している。そうすれば、10.8億円が国保収入に繰り入れられ、一人1万円の引き下げが可能となる。予算が限られているのであれば、国保料引き下げのような市民の健康に直接関わる制度にこそ優先的に遣われるべきである。国保料一人1万円の引き下げとはささやかな要求である。

5 国保に関するその他の要望

私たちは久留米市に対して上記の他に次の要請を行っている。

- 国保の広域化に反対すべきこと。
- 国保料の滞納者に対して差し押さえ等の制裁措置をとらないこと。
- 短期保険証は、役所窓口での交付でなく、機敏に郵送すること。
- 国保料滞納者から保健証を取り上げないこと。
- 国に補助を求ること。

6 要望に対する市の対応

国保の広域化

国保の広域化について、私たちは、①一般会計法定外繰り入れができなくなる、②累積赤字は各市町村が責任をもたなくてはならない、③条例減免制度は廃止される、④国保が被保険者から遠ざかる、などの欠陥があると考えている。

久留米市は、広域化によって国保が住民から離れることを認めながらも、私たちが指摘した問題点に関しては、「これから（国・県において）検討していくものと考える」と人ごとのような回答を示し、広域化については福岡県市長会をとおして推進していく立場を明確にしている。広域化は私たちが直面する大きな問題である。

国保料滞納者に対する差し押さえ

差し押さえの状況は、所得200万円以下の世帯が、5,813件（72.8%）、所得400万円以上の世帯が、143件（1.7%）となっている（2014年5月）。久留米市は滞納者に対する差し押さえ

については、「納付相談等で、生活状況の把握に努め、それに応じた柔軟な対応をする」と答えてはいるが、実態は低所得者層へ強硬姿勢をとっていることを示している。

短期保険証と資格証

保険料の滞納がある被保険者に対しては短期保険証が交付される。また、1年以上の滞納がある被保険者に対しては資格証が発行される。資格証で治療を受けた場合には、病院窓口で全額自己負担をし、後日保険給付分が払い戻される。

久留米市の場合、滞納世帯数は8,254世帯で、滞納世帯比は18.1パーセントに上る。短期保険証交付は1,800世帯、資格証発行は374世帯となっている（2013年度）。

加入者世帯所得別世帯数と収納率

世帯所得	世帯数	収納率 (%)
100万円以下	25,369	88.03
100超～200万円以下	9,781	89.97
200超～300万円以下	4,218	93.05
300超～400万円以下	1,885	94.73
400万円超	3,744	91.72

*一人但し書き所得と法定減額該当者、未申告は除外

滞納世帯・資格証世帯・短期証世帯の所得調査（2013年5月30日時点）

世帯所得	滞納世帯	資格証世帯	短期証世帯
100万円以下	3,955	141	2,190
100超～200万円以下	1,376	78	815
200超～300万円以下	402	7	231
300超～400万円以下	140	0	72
400万円超	125	1	50

表からもわかるように、世帯所得が低いほど収納率も低くなっている。国保料の支払いが生活に大きくのしかかっている実態が見える。滞納世帯も所得200万円以下が圧倒的に多い。

短期保険証について久留米市は、「保険料に未納があり継続的な納付が確認できない方には、やむを得ず短期証を窓口交付としている」として、国保料の納付が確認できいかぎり短期証も交付しないとの姿勢を示している。経済的理由によって国保料を納めることができない住民が無保険者になる可能性がある。久留米市には、国保は社会保障制度であり、セーフティーネットであるという認識が必要である。

大量の滞納世帯を生み出している大きな原因が、高すぎる国保料であることは明らかである。

6 市に対する要望

市民は健康で安心して住み続けられる環境を望んでいる。地方自治体はそのための一つの方策として特定健診を実施しているが、久留米市の2012年の特定健診受診率は32.3パーセントに留まっており、近隣の自治体と比べても低い水準である。福岡県は、特定健診受診率の目標を70パーセントに設定しているが、その水準にはほど遠い。特定保健指導終了率は9.3パーセントで、これもかなり低い。推進体制を充実してよりきめ細かな対応が必要である。そのためにはもちろん予算の拡大が不可欠である。

久留米市は国保を充実せよとの私たちの要求に対して、「予算がない」と言い張っているが、八丁島に建設されようとしているゴミ焼却施設建設の反対運動に関わって、私は、「久留米市には予算はある、遣い方を間違っている」との確信を得ることができた。さらに、六ツ門に建設中のシティプラザの建設費は、スタート時には148億円であったが、久留米市は3度の補正で27億円増額している。不急の箱物に予算を注ぎ込むのではなく、市民に直結する施策に予算を遣えと言いたい。

安倍内閣は2014年4月から消費税を8パーセントに引き上げるとともに、社会保障制度改革推進法を成立させ、社会保障の給付抑制や削減を推し進めている。こうした状況のなかで、地方自治体は國の方針を鵜呑みにするのではなく、住民の立場に立ち、住民生活と福祉を向上させる積極的な施策を打ち出すべきである。

子どもを取り巻く教育の課題

熊谷 芳昭（子どもと教育のために手をつなぐ会）

1 はじめに

私たち手をつなぐ会は、この会の創立以来の目標である「すべての子どもたちが豊かで、すこやかな人間に育ち、子どもの権利条約の精神を活かしていけるような地域や学校の実現と発展をめざして取り組む」ことを中心に置き、地域の教育要求や教育課題に根ざした活動を進めることをめざしてとりくんできた。・いじめ、体罰、不登校・子育て、小屋と教師・貧困と教育格差・教育委員会、教育行政・教科書の内容、採択問題、など、様々な課題があるが、ここでは、主に2点について述べる。

2 30人学級、私学助成拡充などを求める署名活動

つなぐ会では、毎年、30人以下学級などの諸要求実現の署名に取り組んでいる。ゆきとどいた教育を求める福岡県の会では56,785筆集まり、昨年12月6日に福岡県議会に田中純県議（自由会）を紹介議員として、請願署名を提出した。12月13日請願審査が文教委員会で行われ、「継続審査」となった。

国会への請願は、赤嶺政賢、古川元、玉城デニー、原田義昭、川野正美、仁比聰平、大久保勉、野田国義の各議員を紹介議員として12月12日に行われた。求める会のメンバーの考える会が行った県教委との懇談で、「少人数学級と少人数指導等の概算要求」をしているが、国の決定待ちであること、国庫負担の中で市町村が弾力的に適用できるようにしていること、国に対して機会あるごとに35人学級を要望していること、いろいろな方々の意見を届けるために実際に文科省に赴きお願いしていることが回答として出されている。

少人数学級の実現は喫緊の課題です。文科省は「35人以下学級」を中心3まで全学年に広げる計画を立てていたが、自民党政権になり白紙に戻った。少人数になっているのは、実質小1、小2だけである。特に大規模校では40人弱の学級が普通である。これでは、行き届いた教育は期待できない。市教委も予算や権限がないということで少人数学級には消極的である。また、福教組久留米支部も、今まで、少人数学級の実現よりも教員の追加配置（加配）だけを掲げてきた経緯もある。

3 久留米市教育委員会に対する申し入れ

4月16日、新婦人と手をつなぐ会共同で、久留米市教育委員会に対して、①学力テストに参加しないで、②30人学級を実現して、③正規雇用の先生を増やして、の3点について申し入れを行った。甲斐市議を含む6名、久留米市からは、教育次長の久保田さんら5名が参加された。久留米市の回答は、①学力テストには参加するが、学校ごとの成績（平均）は公表しない。②市独自で努力しているが、国が予算措置をしないと難しい。③久留米市も県にお願いしている。

ちなみに、現在小中学校の非正規率は16.4%、特別支援校では51.2%というものであった。また学校図書館の司書も、市の非常勤職員で、勤務が日に5時間、通勤手当など諸手当なしと

いう劣悪な状況に置かれている。

4月22日、全国一斉学力テストが実施され、久留米市の子供たちも参加した。20日の西日本新聞は、大分県教委や佐賀県武雄市教委が、学校ごとの成績を公表する方針である一方「福岡県久留米市教委は『余計な競争意識を子どもに背負わせる』として公表しない方針」と報道した。私たちの申し入れが、久留米市教委の姿勢を後押ししたのはないとか（あるいは、プレッシャーをかけたかもしれないが）と思われる。

全国一斉テストだけではなく、県や市でも独自のテストを子どもたちに課している。今、学校現場では、学力テスト対策として、過去の問題や、市教委作成の教材などを使って事前指導が行われるようになってきた。教師の多忙化に拍車をかけ、まさに学力向上がすべてという状況ができつつある。

4 これから の課題

以前、ゆとり教育が叫ばれたが、学力低下が憂慮され、学習指導要領の改訂もあり、授業時間数も増えようとしている。授業時間数の確保が叫ばれ、土曜日、始・終業式の授業の実施など、文字通りゆとりがない学校現場になってきた。日本は、経済を優先する形で、共助・共生社会から競争・格差肯定社会へと変わってきた。それにより、学校でもいわゆる成績や能力によって分断され、自己肯定感をもてない子が増えつつある。分断と競争ではなく、ともに学び繋がっていく教育が求められている。

また、教職員の勤務についても、主幹教諭の導入など、管理体制も強化してきた。様々な書類の作成、提出、部活動のために土・日の出勤などの多忙化を極め、「指導」の困難性のなかで、ストレスを抱えている教師や休暇に追い込まれる教師も増えつつある。さらに、以前は考えもつかなかったが、通勤用の車の駐車料金まで徴収されるようになった。

子どもの医療費無料化へ —市民の声と施策になおギヤップ—

貫橋 伸子（新日本婦人の会 久留米支部）

1 取り組みの経緯

長引く不況のもとで子育て世帯の家計は苦しく、少子化や子どもの貧困が進む中、安心して子どもを産み育てたいという切実な要求をもとに、子どもの医療費を無料にするとりくみは全国的に大きく広がってきた。久留米市でも、2003年から、「乳幼児医療費助成制度の拡充を求める会」（久留米市保育園保護者会連合会、福岡県歯科保険医協会筑後支部、筑後地区社会保障推進協議会、新日本婦人の会久留米支部の4団体で構成）が発足し、乳幼児医療費の助成を就学前まで行うこと、初診料の自己負担をなくすことを求める署名を広く市民から集め、甲斐征七生市議を紹介議員に久留米市に請願してきた。

5年後の2008年10月に月600円の自己負担金はあるが就学前までの助成が実現した。子どもを持つ世帯では助かると歓迎の声も出たが、全国的には遅れていたため、小学生・中学生への助成拡大や、任意予防接種の助成の要求が強く出され、「くるめ子どもの医療を守る会」と改称し、子どもの医療費は18歳まで、せめて義務教育までと、各種任意予防接種を公費で助成することを請願項目とした。引きつづき現在までの12年間、子どもの医療費の無料化を久留米市に請願し続けた結果、助成対象年齢の拡大がゆるやかではあるが段階的に進んできた。

2 久留米市の子どもの医療費助成制度の概要

(2014年10月1日現在)

助成対象年齢・学年	自己負担金と医療証の有無		
	入院（1医療機関ごと）	通院（1医療機関ごと）	医療証の有無
0歳～3歳未満	自己負担なし	自己負担なし	あり
3歳以上～6歳就学前	1日500円、月3,500円 限度	月600円限度	あり
小学校1～3年生	1日500円、月3,500円 限度	月1,000円限度	通院のみあり
小学校4～中学校3年生	1日500円、月3,500円 限度	助成はなし	なし

※小学生以上の入院費は、償還払い

※入院時の食事代・部屋代などは保険適用外

※同一医療機関内で歯科と歯科以外の診療を併せて行う場合は、別の医療機関扱い

3 問題点・課題

- ① 子どもは病気にかかり易く、抵抗力が弱いため重症化する可能性が高い。子どもの医療費の負担は家計圧迫の原因となり、親の経済力によって適切な医療が受けられるかどうかが左右される。

「3人の子どもが病院にかかると何万円もの額になる」「私の子どもは喘息もちのうえ病弱で薬を4種類服用しているので大変な費用になる」「下の子どもが病気になった時は上の子どもの薬を飲ませている」「永久歯が生える大切なときと思うが歯医者に行くと負担が大きい」などの理由で受診をためらうケースも出ている。日本の子どもの医療費負担は先進諸国の中でも最も重く、収入の低い世帯の負担が大きいことも問題である。

② 子どもの医療費助成は市町村の独自制度になっているため、久留米市が2005年2月に1市4町が合併した際に、新久留米市の中で旧北野町のみが就学前まで乳幼児医療制度の助成対象となった。2008年10月に全久留米市が就学前まで助成対象となるまで、旧北野町以外の地域から、格差があることに強い不満が出されていた。全国的にも、福岡県でも住んでいる地域で現在も大きな格差がある。命にかかわることに不平等があることは問題である。すべての子どもたちが、安心して医療を受けられるようにすべきである。

③ 久留米市の子どもの医療費助成制度では、3歳以上の通院も入院も1医療機関ごとに自己負担金が必要である。通院で就学前まで月600円限度、小学校3年生まで月1,000円限度、入院で中学校3年生まで1日500円、月3,500円を限度とし、助成は限度額を超えた分について行われる。しかし、小学生以上の入院は、自己負担限度額を超えた分について、いったん医療機関に支払いをして、後日、久留米市に請求する償還払い方式になっている。経済的に厳しい家庭では、入院できない事態になりかねない。請求漏れも報告されている。複雑な自己負担金や償還払いを無くし、保険証のみで受診できるよう改善が求められる。

④ 子どもの医療費無料化を求める取り組みは全国各地で進められ、2013年4月には全国で、すでに中学校卒業以上まで助成する市町村が通院56.7%、入院72.8%になっていて、18歳年度末までを対象とする市町村も通院で155、入院で165に増加している。遅れている福岡県でも2014年10月からは60市町村のうち通院で小学校3年生以上が36.7%、入院で中学校卒業以上が33.3%になっている。久留米市も命と健康を守る子どもの医療費無料化は早期実現が課題である。

4 市の対応

「くるめ子どもの医療を守る会」などの市民要求を背景として、2010年度より久留米市は、市政重点施策の1番目に「子育て安心のまち 全国トップクラスの子育てしやすいまちをめざす」「乳幼児医療費助成制度の充実をはかる」を掲げ、請願の場でも段階的に助成拡大を実現していくと回答してきた。その中で、2014年6月の久留米市定例市議会において、これまでの小学校6年生まで入院費助成や、小学校3年生まで通院費助成に加えて、中学校3年生まで入院費を助成することが可決され10月から実施となった。しかし、全国的には大きく後れを取っている。

併せて任意予防接種の助成に関しては、予防接種法の改正で2013年4月1日よりインフルエンザ菌b型、小児用肺炎球菌とともに母親の子宮頸がんの3ワクチンが定期接種となり、2014年10月から水ぼうそうも定期接種が開始された。毎年、インフルエンザやおたふくかぜなどへの要望も多く出されているが、久留米市は国の政策を待っての実施となっている。

5 市に対する請願・今後の取り組み

「くるめ子どもの医療を守る会」は、構成団体の筑後地区社会保障推進協議会が自治体キャラバンで、すでに久留米市に対して 18 歳までの子どもの医療費無料化を要求しているが、当面はこれまでの請願項目の「子どもの医療費は義務教育までと、各種任意予防接種を公費で助成」を早期に実現し、次に対象年齢の拡大を進めていく。そして将来的には、未来を担う子どもたちは国の宝として、日本のどこに住んでいても安心して必要な医療をうけられるよう、地域格差のない国の医療費無料制度の実現を求めていく。

2001 年 5 月に「乳幼児医療全国ネット」が発足して以来、世論は急激にひろがり、2014 年 4 月 30 日現在、国の医療費無料制度創設を求める意見書を採択している議会は、47 中 42 都道府県議会（89.3%）、1,741 中 752 市区町村議会（43%）に達しているので、実現の可能性も見えてきた。命と健康にかかわる問題は、他と比較できない最重要課題である。久留米市は、私たちの市民要求と一体となり、名実ともに子育て安心の全国トップクラスを実現し、国の制度創設を促進するよう積極的な予算措置を講ずるべきであると考える。

くるめ子どもの医療を守る会のあゆみ

2014年10月15日

年度	日付	取り組み	署名数	参加(議員会)	市代表対応者他	市の回答	成果
2003		「乳幼児医療費助成制度の拡充を求める会」発足					
	10月16日	対市交渉	4,880筆提出	3団体16名 子ども数名	助役他2名	要求の趣旨は尊重して検討する。求める会は応援団だと思ってる	
2005	2月	1市3町合併で北野町のみ就学前まで助成対象で、活動活発化					
	5月17日	対市交渉	1,010筆提出	3団体子ども	助役他		
	8月25日	対市交渉	9,990筆提示	3団体22名 子ども数名	健康福祉部長他2名	後退することなく進めていきたい	
	10月21日	対市交渉		3団体20名 子ども数名	助役他4名	前に進めるように努力したい	
2006	1月26日	対市交渉	12,125提出	3団体11名 子ども数名	助役他3名	7歳までの無料化には7億円、初診料無料化には7,000円かかる	
		市長へのFAX大作戦2007年迄3回					
	8月4日	水の祭典の一番街入口で初の街頭署名	275筆				
	9月8日				市長	新10大政策大綱で「2010年までに就学前の子どもたちの通院医療費自己負担を無料にする」	
	8月～9月	署名活動					
	10月9日	ゆめタウン久留米にて署名	579筆	23名			
	10月13日	対市交渉	6,475提出	3団体21名 子ども数名	健康福祉部長他	財政が厳しい。北野町との格差はしかたないと思って欲しい。市長には必ずみなさんの声を届ける	
	11月3日	ゆめタウン久留米にて署名	680筆	25名			
2007	2月9日	初めての市長交渉	2,301提出	3団体+子ども	市長	2007年度予算のなかに段階的に取り入れるように検討する	
	3月18日	ゆめタウン久留米にて署名					
	3月25日	ゆめタウン久留米にて署名	1385筆				
2008	5月23日	対市交渉	1,385筆提出	5名			
	10月～						2008年10月より通院就学前まで助成
		親にアンケート実施					国が妊婦健診年14回無料実施
2009	6月	「くるめ子どもの医療を守る会」に改称					
	7月5日	ゆめタウン久留米にて署名	557筆	21名			
	8月27日	対市交渉	2,572筆提出	3団体15名 子ども14名	健康福祉部長他4名	安心して子育てできるよう15名のお母さんの思いを受け止め声を届ける	
	11月3日	ゆめタウン久留米にて署名	491筆	3団体14名 子ども2名			
	11月29日	ゆめタウン久留米にて署名	349筆	3団体+子ども			
	12月25日	対市交渉	2,962筆提出	3団体10名 子ども2名			
2010	10月～						2010年10月より入院小学校6年生まで助成
	10月24日	ゆめタウン久留米にて署名		3団体 子ども1名			
	10月28日	対市交渉	2,773筆提出	3団体			3ワクチンが2月～実施
2011	11月4日	対市交渉	要望書提出	3団体9名		国の社会保障と税の一体改革及び中核市や周辺自治体の動向を踏まえ総合的な子育て支援策の充実を図る観点で検討する	
	11月28日	市長交渉	ワクチン請願書提出				
2012	6月～	4団体や小児科歯科にて署名活動					
	9月8日	ゆめタウン久留米にて署名	747筆	14名 子ども3名			
	10月9日	対市交渉	3,717筆提出	3団体14名 子ども2名	副市長他6名	思いは市長も一緒である。自治体の助成に格差があることは国に要望する。3ワクチンは今年度までしか決まってない	
2013	6月～	4団体や小児科歯科にて署名活動					3ワクチン予防接種法改正で4月～定期接種
	9月8日	ゆめタウン久留米にて署名	530筆	14名			
	10月～						2013年10月より通院小学校3年生まで助成
	10月23日	対市交渉	3,001筆提出	3団体10名 子ども2名	保健福祉部長他3名	小学3年生までは、他の市町村比較でトップクラス。1年分は約5,000万円で財源確保が必要	
	12月26日	対市交渉	240筆提出		副市長	義務教育までの医療費助成の拡大を視野に、段階的に対象を増やしていく	
2014	6月～	4団体や小児科歯科にて署名活動					
	9月7日	ゆめタウン久留米にて署名	608筆	3団体13名			
	10月～						2014年10月より入院中学校3年生まで助成
	10月8日	対市交渉	3,396筆提出	3団体12名 子ども2名	副市長他3名	医療費だけでなく、学校施設改善や保育料の見直しなども含め総合的に一歩ずつ進める。1歳引き上げは4,500円かかる	2014年10月より水痘の定期接種開始
合計		対市交渉 15回	45,837筆以上提出				

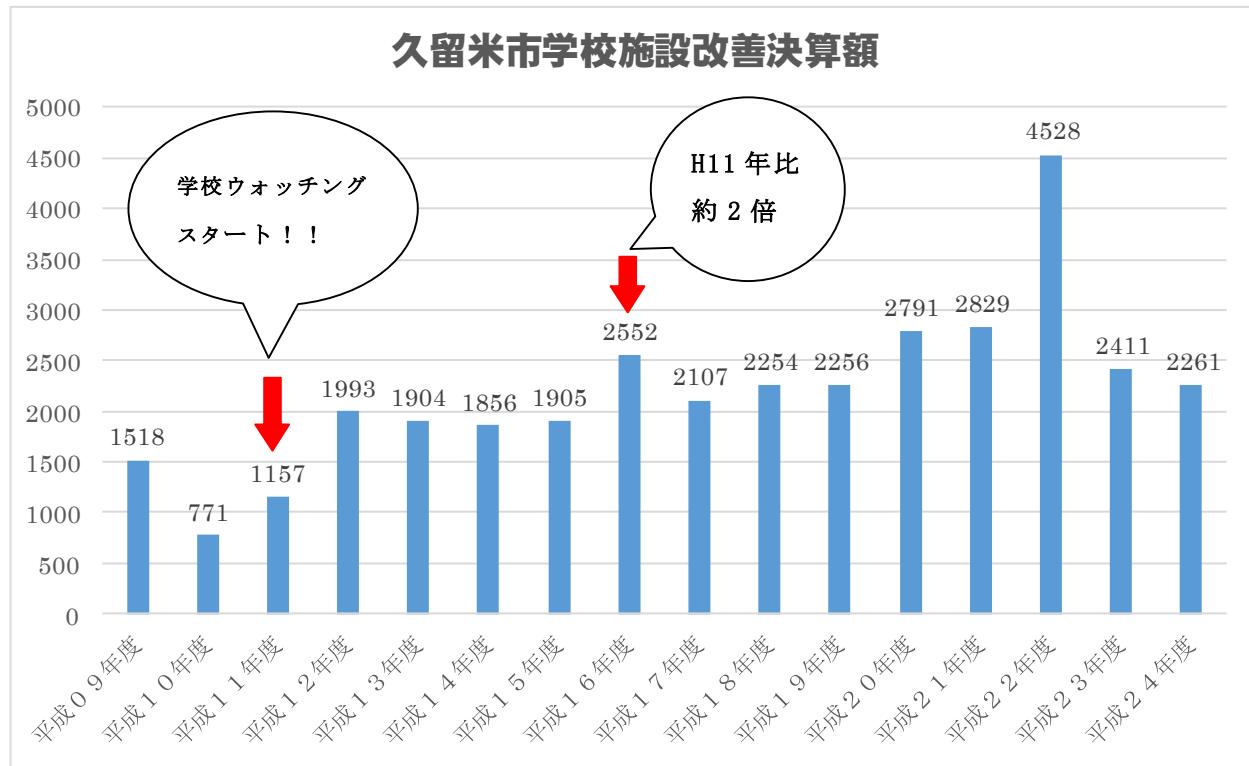
4Kトイレをなくして学校を快適に！！

—学校ウォッキングの取り組み—

高橋 明子（公共施設を考える会）

1 学校ウォッキングの始まり

「久留米市の学校施設は、ボロボロでひどい。何とかしたい！！」そんな声を受けて平成11年、新婦人・福建労・共産党の3団体による「学校ウォッキング」がはじまりました。全ての学校の危険箇所等を具体的に指摘して要望しよう、子ども達のために安全で気持ちの良い学校生活を守って、さらに地域の景気回復にもつなげよう、との思いから久留米市立の全学校（小学校27校、中学校13校、高校2校、支援学校1校、平成17年2月に合併後は小学校46校、中学校17校に増加）を訪問することにこだわりました。夏休みに2週間かけて、全校（合併後は、全市を東西2つに分けて半分ずつ）くまなくウォッキングすると、校舎はボロボロ、ひどい雨漏り、はげちょろけの床、暗くて臭いトイレ、落下の危険がある壁、濾過装置のないプール等問題が山積みで、私たちの市の学校は、こんなにひどい状態だったのかとがく然としました。この結果を学校毎に表にし、写真を添えて久留米市に改善の要望を出し、シンポジウム企画したり、新婦人の行事の際に学校の施設写真のパネルを展示したりして、市民にも訴えました。



2 学校施設改善額が倍増

すると、平成 11 年度は 11 億 5,700 万円だった学校施設改善額が、平成 12 年度には約 1.7 倍の 19 億 9,300 万円に増え、平成 16 年度は約 2 倍の 20 億 5,520 万円になり学校施設は少しづつ改善され始めました。最初は、「学校の中のこととは私達自身で教育委員会に要望するので、わざわざ来ていただかなくとも…。」とちょっぴり迷惑顔だった校長先生方も、「おかげできれいになりました。」「ここがこんな風で困っています。」と積極的に問題点をアピールしてくださるようになりました。

久留米市内のある小学校では、渡り廊下の上半分の壁がなく、冬は風が吹きさらしで寒く、雨の日は雨が降り込んで滑りやすくて困っていたところ、アルミサッシの窓が設置されて、快適で安全になりました。「学校だからしょうがない。」とあきらめずに、声を上げていくことが何よりも大事だと痛感しました。

3 念願のエアコン設置

しかし、毎年「学校ウォッキング」を続けることによって、学校施設改善額は少しづつ増えるものの、老朽化のスピードの方が早く改善が追い付ません。市に、建替え、大規模改修(外・内)等を含めた「教育施設改善〇ヵ年計画」を作成し集中的に予算を確保してほしいと要望し続けました。

平成 25 年の春、今年の「学校ウォッキング」に向けて、甲斐市議の協力を得て保健室の先生方にアンケート調査をしていたところ、学校の施設改善予算が、大幅に増えるとのニュースが飛び込んできました！！なんと、対平成 24 年度比で 33.3% も増えるとのこと。これにより、小・中・特別支援学校の耐震化工事が 100% 完了し、施設長寿命化工事、グラウンド整備、体育館の大規模改修もすすめられました。何よりうれしかったのは、平成 26 年度までにすべての小中学校の普通教室にエアコンが設置されることになったことです。前記のアンケートでは、中学校の先生から「夏場は、朝から教室内の気温は 30℃ を超えており、3 年生の教室では最高気温 38℃ を超える日があります。そのため体調不良を訴えて来室する生徒が増えています。学校環境衛生基準（教室の温度は、10℃ 以上 30℃ 以下であることが望ましい。）から考えても、生徒が学習できる最適な環境ではないと思われます。」という声が寄せられていました。

4 まだまだ問題 特にトイレが！！

これらの改善を受けて、平成 26 年の学校ウォッキングは、学校全体をウォッキングするのではなくトイレを重点的に調べました。久留米市によると学校の半数以上のトイレがドライ化(水を流して掃除する土間の床ではなく、リノリウムなどの床) に改修されたとのことでしたが、私たちが見て回った学校では、「暗い」「汚い」「くさい」「怖い」の 4 K のトイレが多数ありました。「蚊が発生して困る。」「トイレの臭いが教室に流れてきて不快。」「臭くてかなわないで生徒会で「消臭力」の設置を決議した。」などの声も寄せられました。

トイレの問題以外では、倍増している学童保育の施設が大至急改善する必要があります。従来

の学童部屋では足りないので、体育館の2階の観覧席のようなところをベニヤ板で覆い、窓もない空間で狭くて急な階段でしか上り下りできないところに、数十人の学童が生活している学校がありました。しかも、来年度もこのままの施設ですごすとのことです。

また、平成26年度中に、久留米市内の学校のすべての普通教室にエアコンが設置される予定ですが、家庭科室や美術室、音楽室などの特別教室には設置されません。中学校では特に特別教室で過ごす時間が多いため、すべての教室にエアコンの設置が必要だと思います。

全ての子ども達が、安心して安全に楽しく学校生活を送れるようにすることが、私たち大人の責任です。

今後は、学校ウォッチングの調査結果を元に、久留米市に要望を続けていくと共に、先進的な他自治体のトイレ改修の実態を学習したり、パネル展を企画するなど、工夫を凝らした多彩な活動をしていきたいと思います。

水道事業の問題点

—いま、過剰開発のツケが！—

鳴川 正義 (筑後川水問題研究会)

1. 問題の発端と筑水研

久留米市水道事業はいま、ダムや河口堰など取水施設の建設（広域・上位計画）、それに対応する浄水・給水施設の整備（地域計画）などに基づく、水資源の過剰開発により「水余り」状態にある。さらに、新たな小石原川ダム建設（県営事業）の負担を迫られながら、問題解決は先送りされている。それは久留米市固有の問題を内包しながら、この間に進められたわが国の水資源開発全体にかかわる問題であるから、最初に簡単に全体像を見ておきたい。

日本経済の高度成長を支える基盤となる水資源開発が、急速かつ強権的に進められるきっかけとなったのは、1961（昭和36）年制定の「水資源開発促進法」である。この法律は一般的な水資源開発ではなく、開発すべき河川水系を指定し、そこに開発投資を集中させるものである。法の制定と同時に指定されたのは、利根川と淀川であった。その後、九州財界が国の出先機関と協力し、筑後川を3番目の水系に指定させたのが64年である。この水系指定に伴って、それぞれの水系ごとに開発計画が策定された。筑後川についてみれば指定の翌年、地元計画として北部九州水資源開発協議会（北水協）が「北部九州水資源開発構想」（以下、マスタープラン）を発表した。これを受ける形で66年に建設省（当時の担当機関）は法律に基づく「筑後川水系水資源開発基本計画」（以下、フルプラン）を策定した。

北水協のマスタープランは、時代の流れを背景として超高度経済成長を見込み（周防灘総合開発、福岡・北九州など大都市の急拡大、高速運輸・交通ネットワークの建設など）、それを支える巨大な新規水需要量を想定した。巨大な水需要に対応するため北部九州（この場合の北部九州は福岡、佐賀両県と熊本県北部、大分県国東半島以北）のいたるところにダムや堰を建設する計画図が提示された。地域社会の将来像を十分に検討せず、ただ巨大な水需要量を想定し、筑後川を中心に北部九州のあらゆる河川にダム・堰を建設する水資源開発計画であった。これに危機感を持ったのは、久留米市の労働組合（久留米市労連）の水道関係者であった。

市労連の呼びかけに各界のメンバーが協力しながら、1977年8月「筑後川プレシンポ」、さらに翌78年4月には第1回筑後川シンポが開催された。第1回シンポから1カ月も経たない5月末、突如として北部九州は大渴水に襲われた。特に福岡市では、渴水に伴う長期間の断水に見舞われた。福岡市の水道にとって「頼みの綱」ともいわれた江川ダムが空っぽになる状況から、「水不足はダム不足」というキャンペーンがはられる中で筑後川水問題研究会（筑水研）は、同年9月に発足した。

筑水研は、二つのシンポの成果である基調的主張⇒「ダム・堰建設中心の水資源開発を見直せ」、「水問題の解決は上からの事業の押しつけでなく、地域民主主義が貫かれるべきだ」に基づいて活動を始めたが、当時はなかなか理解されなかつた。しかし、これはいまでも基本原則であることをあらかじめ注目してほしい。

2. 水資源過剰開発の経緯

①水資源開発とは、何だろうか？

人間は水なしでは生きられないが、一方では、洪水によって生命・財産を奪われることもある。人類の長い歴史過程で、「治水と利水」が水資源開発の両輪とされてきた。しかし、日本経済の高度成長期から極端に利水中心の考え方方が強くなった。利水は、飲み水=生活用水だけではなく、農業や工業、電力、運輸・サービスなど生産活動・都市活動にとって必要な水である。その水を確保することが水資源開発だと極めて限定した考え方が一般に通用するようになつた⇒取水・利水中心主義。この取水・利水中心主義に基づく水資源の開発が、一方的に進められてきたのが、このわずか50年余の歴史である。

しかし、水は自然の中を循環し、再生され続ける物質であり、人間が利用しうる水とは、自然の循環過程にある水を資源として捉えて利用することである。また、利用し終えた水は自然の過程に捨てられる（排水）。したがって、治水と取水・利水・排水の全過程を見渡し、水の循環過程に沿って水資源の利用を考えるのが水資源開発であるべきだった。これがないがしろにされてしまった。

また、水利用の原則も捻じ曲げられてきた。水利用の原則とは、先行取得者優位、上流優位である。この原則において歴史的に圧倒的優位に立つのは農業用水である。しかし、高度成長期に急速に拡大を続ける工業用水や都市活動用水にとっては、農業用水の「合理化」～農業用水の利用を制限し、他の用水に転換させる～を進めるべきだという要求が大きくなつた。現実の展開を筑後川について検討する。

②北部九州における水資源開発事業の展開

まず、筑後川における水資源開発の経過を見ておこう。

先に指摘したマスタープランは、多数のダムや河口堰の建設を示すものの、それはいわば「机上」の計画である。しかし、フルプランは具体的な事業主体と資金計画を持つ事業である。具体的な問題は、この計画が進むにしたがって明らかになった。

第1次フルプランの最初の事業として示されたのは、「両筑平野用水事業」である。そこには江川ダム建設だけが明示されるとともに、開発すべき水の総量が毎秒20数トンというレベルで示された。この開発数量は何に基づいて推計されたか、それらの水量をどのような方法で開発するかは不明なままであった。その後、70年に寺内ダム建設、74年に筑後大堰建設と福岡導水事業が第1次フルプランに加えられ、75年には江川ダム建設が完了した。この間、フルプラン事業ではないが、

73年には下筌・松原ダムが完成している。

さらに、1981年には第2次フルプランが閣議決定された。そこには、第1次フルプランの事業である筑後大堰と福岡導水に加えて、耳納山麓土地改良事業（合所ダム）、筑後川下流土地改良事業、筑後川下流用水事業、竜門ダム建設事業、猪牟田ダム建設事業、下筌・松原ダム再開発事業、佐賀導水事業、城原川ダム建設事業が加えられた。まさに、今日の水資源開発計画の本質があらわになった。農業用水の合理化と治水に名を借りた「多目的ダム」建設である。

まず、筑後川流域でしか見られない農業用水の合理化についてみておこう。

筑後川における水資源開発にとって、下流部に展開する「アオ取水」問題の処理を抜きにしては農業用水の合理化は不可能だからである。有明海の大きな干満の差を利用して取水する伝統的な「アオ取水」には、筑後川の水量が毎秒60トン以上必要である。60トンの流水から20トンの「アオ取水」をすることは、都市部や農業以外の産業から見れば、差し引き40トンは有明海に無駄に流れ去っていると見える。そのため、第2次フルプランでは、筑後川下流土地改良事業と筑後川下流用水事業が盛り込まれた。要するに「アオ取水」に相当する農業用水は、筑後大堰に集中=合口して、ここから各圃場まで配水する仕組みに変えれば、「アオ取水」は不要になるから、差し引き40トンは福岡都市圏などに回せるというのである（ただし、筑後川は有明海の水産業の水でもあることから、有明海漁民との間では、筑後大堰直下の流量を毎秒40トン確保することで合意している）。筑後大堰からは、福岡・佐賀両県のアオ取水に代わる農業用水が取水され、また、福岡都市圏水道、福岡県南水道、佐賀東部水道の生活用水が取水されている。

いま一つは治水の位置づけである。大企業・大都市は、筑後川の水の流域外利水を願っているが、受益者負担原則からして利水だけでダム建設費を賄うわけにはいかない。治水＝洪水対策は公益の追求をだという趣旨から、治水を盛り込んだ「多目的ダム」建設を名目として、ダムによる治水効果の部分は税金から支出するという仕掛けである。治水や利水の必要性には疑問があるが、ダム建設の事業自体が目的ではないかと疑われるような事業がどんどん現実化してきた。そして、50年も昔につくられた机上のプラン＝マスターplanの地図に書き込まれたダムなどがいまでも生き残って、取水中心の水資源開発を支えているのである。

3. 久留米市水道に見る問題点

①水余り＝過剰用水の統計観察

取水中心の開発の結果、いわゆる「水余り・用水過剰」が極めて明白になってきている（表1参照）。

表に明らかなように、現代日本において巨大都市を除く地域の人口は減少過程にあり、久留米市もその例外ではない。平成17年2月の1市4町の合併により普及率は下がったが、その後の整備（導送配水管延長は確実に伸びている）によって、給水人口は増加している。しかし、実績の最大配水量と平均配水量ともに減少傾向がはっきりしている。1人1日最大給水量はきっちり低下傾向である。その結果、施設利用率がどんどん低下している。いまや、最大給水量が発生しても施設能力の6割弱しか利用されず、40%以上は遊休していることに注目してほしい。つまり、全体としての過剰開発の結果、久留米市の水道も過剰な用水を押し付けられ、無理な拡張計画をつくり続けたツケが現れている。さらに小石原川ダムの負担も加わってくる。

表1 久留米市水道事業の推移

項目 \ 年度	単位	2005 (平成17)	2008 (平成20)	2011 (平成23)
1. 行政区域内人口	人	304, 989	303, 233	302, 333
2. 給水区域内人口 a	人	266, 019	285, 159	284, 236
3. 給水人口 b	人	262, 141	263, 622	264, 198
4. 普及率 b / a	%	98.5	92.4	93.0
5. 計画最大給水量 c	m ³ /日	145, 800	145, 800	145, 800
6. 実績最大給水量 d	m ³ /日	89, 967	85, 608	83, 320
7. 施設利用率 d / c	%	61.2	58.7	57.1
8. 実績平均給水量	m ³ /日	80, 753	79, 200	78, 226
9. 1人1日最大給水量	ℓ	343	325	315
10. 導送配水管延長	km	1, 176	1, 218	1, 247
11. 純利益	百万円	678	613	626
12. 職員数	人	121	98	95

注・1. 2005(平成17)年2月 久留米市、田主丸町、北野町、城島町、三瀬町の1市4町合併以降の状況を示した。城島地区及び三瀬地区の水道事業は久留米市水道事業に統合。北野地域は従来通り三井水道企業団の給水区域である。

2. 『久留米市水道事業年報』平成24年度版により作成。

②水源確保の現状

ここではまず、久留米市が抱えている水源確保の現状と将来を見ておこう。

この問題は、さまざまな資料を重ね、つなぎあわせながら検討するが、極めて分かりにくい部分である。まず、表1を見るように2011年度までの「5.計画最大給水量」145, 800 m³/日を基準として、その後完成した大山ダムの久留米市負担分9000 m³/日を合わせれば、154, 800 m³/日となる。先の表1から見れば設備利用率はピーク時でさえ53%程度になる。

この上に小石原川ダム分が加わる。その内訳は、旧田主丸町分4370 m³/日、旧三瀬町分600 m³/日、城島町分100 m³/日を合わせて、5070 m³/日となる。このほかに、三井水道企業団に加わっている久留米市北野地区の負担分を2550 m³/日と推定してみれば合計7640 m³/日となる。上記の大山ダム分と合わせて、やがて久留米市の水源は162, 440 m³/日に達する。久留米市民は、ダムや堰に日量16万トンもの水量を抱えながら、日々使用するのはその半分の約8万トンだという事態、さらに入人口が少なくなる将来はもっとひどい状況になる。水源への負担額は、将来ますます大きくなると予想される。

③拡張する給水システムの維持

以上のように使用しない水源の料金の負担に加えて、それぞれの地区的条件を抜きにした給水システムの拡張が進んでいる。先の表1でみたように、導送配水管延長は着実に長くなつてゆく。現状でも1200 km、久留米から東京に届く長さの導配水管が存在する。現状は、職員の工夫と努力によって、維持されているが、やがて困難になることは目に見えている。今年

の8月17日付「朝日新聞」では、「水道がピンチ かさむ改修 各地で大幅値上げ」、「3割漏水 料金17%アップ」という見出しの記事があった。要するに水道の浄水場や水道管が老朽化し、多額な修理費がかかる。人口は減り、節水が進む中、水道事業の採算は悪化し、改修費用を十分捻出できないところが多くなっているのである。

4. 筑水研の主張と提案及び久留米市の対応

以上で厳しく困難な状況を述べてきた。いま、決して安穏としてはいられない。もう一度、冒頭で述べた筑後川シンポの切り開いた視点=筑水研が引き継ぎ発展させてきた視点を思い出してほしい。

取水・利水中心の水資源開発から早く脱却したい。また、水資源開発こそ「上から」の計画と開発でなく、住民の期待と工夫にそって進めるべき問題である。地域民主主義が発揮される場所である。筑水研はこれまで何度も行政にこのことを提案したが、「鼻先」であしらわれた。また、市議会では少数会派の議員から、水の過剰開発問題が提起されても、ほとんど審議されることはないかった。いま、無計画につくられたダムの水を引き受けたのはだれか？その上なお、建設が進められている小石原川ダムの水まで引き受けるという選択をしたのはだれかが問われるべきである。

水道の普及が「文化のバロメーター」ではなく、地域の事情をしっかりとらえた水道普及事業が必要である。いま、せめて、小石原川ダムの建設は中止しよう！既存水源で合併町の水道は十分賄える。われわれの主張は、水道未普及地域に水道は不用だと言っているのではない。本来きれいな水に恵まれた地域の環境を維持しながら、それぞれの地域資源としての水を使いこなす知恵が必要だと主張している。また、小石原川ダム建設によって地域の展望を開こうとしている小石原地区住民の希望を否定するつもりはない。まさに、ダム建設が完了するまで地域の整備を放置するような開発から抜け出し、住民の意見を大切にしながら開発を考える「地域民主主義の力」の発揮を呼び掛けているのである。

一つの参考事例がある。久留米市のとなり町・うきは市民たちは、遠くの小石原川ダムから水を引く水道事業ではなく、地元の合所ダムの水をうまく利用する方法はないかをしっかり考えた提言をしている。詳細は省くが、福岡市が合所ダムにもつ水利権を小石原川ダムに配分されたうきは市のそれと交換できないか・・というものである。久留米市としてもこれに対応した支援体制はないものか？人間社会の決め事として、柔軟に対応すべきではないか？筑水研では、行政区域や福岡県南広域水道事業という枠にとらわれず、旧浮羽3町（田主丸町、吉井町、浮羽町）で独自の水道事業を形成し、遠くの小石原川ダムの水源を引き込むのではなく、地元の合所ダムの水利権を転換する方法などの検討を進めている。

現状では、久留米市の対応に期待はできない。久留米市の行政は、田主丸町の水道は誘致した工場用水としても緊急に必要だとして、小石原川ダム建設の促進を提言する体たらくである。また、合併町の水道も久留米市の水道に一元化するのが目標という枠組みを抜ける発想はない。むしろ久留米市は、福岡県南水道事業団の母都市としての役割を強調し、小石原川ダムの「余剰水の引受け」に手を挙げないか心配なほどである。

さらに、アベノミクスの軸であるTPP路線にかかわって、水道民営化などを絡ませたインフラストラクチャーの輸出が考えられている。久留米市はいまこの路線に積極的かどうか不明だが、久留米市水道でも浄水場の管理・運営は民間事業化が進んでいる。先に表1では、水道事業にかかわる職員数が確実に減少していたが、市民にはほとんど知られていない。いま、日本の水源を狙って外国資本が「山の買いあさり」している事実をどのように考え、地域の水資源と環境を如何にまもるか？

国策や福岡県の施策として水資源開発計画が「上から」おりてくる。地元・久留米市は十分な検討もせず、「今後、水使用量は拡大する」として、架空の水需要想定をもとにしたダム建設を請願する・・このようなプロセスが、制度化されてきた。市民不在で進めてきたツケがいまどうしようもなくなっている。

もう一度、地域民主主義を發揮して市民自ら考えなおしたい。単なる水道問題から、先に進むべき「協同」のあり方が共に模索される必要がある。

筑後川開発の結果として、筑後川は通常（洪水時以外は）毎秒40トン流れる水路になり、有明海に与える影響が大きいこと、特に筑後大堰の影響はどうなったかといった問題には、ここでは触れなかった。

平和の問題

— 平和問題と久留米 —

山田 念年（久留米平和委員会）

1、軍都久留米について

久留米市は、戦前・戦後を通じて軍都としての機能を有してきました。

<戦前>

古くは 1877 年西南戦争で政府軍の拠点とされ、物資の集積地、病院の設置、一時期は大本営も置かれた。1897 年小倉を拠点とする第 12 師団の下、第 24 旅団司令部と管下の第 48 連隊、衛戍病院が国分に置かれた。1903 年に歩兵第 48 連隊は第 12 師団から熊本の第 6 師団へ入り日露戦争に出動した。1907 年新たに久留米に第 18 師団が設置され諏訪野町（現国税事務所）に司令部が置かれた。1925 年に 18 師団が廃止され 12 師団司令部が小倉から久留米に移駐。わが国最初の戦車隊が設置された。1934 年には東条英樹が第 24 旅団長として久留米に赴任した。

1914 年第一次世界大戦では日英同盟のもと久留米の第 18 師団第 56 連隊が青島を攻撃し多数のドイツ兵を捕虜にした。1300 名を超えるドイツ兵捕虜が久留米に収容された。余談になるが、ドイツ兵捕虜によるオーケストラの演奏会や、技術者による要請企業に対する技術指導などの交流があった。

久留米の空襲は 1945 年 8 月 11、12 日であった。連合国による「ポツダム宣言」の発表が 7 月 26 日、政府は 8 月 10 日には受諾をきめたが正式には 14 日になった。久留米の空襲による罹災戸数は 4,500 戸、約 2 万人が罹災した。直接の死者 212 名、収容中の死者 16 名、重軽傷者 160 名であった。後日の報道では最初から市街地を目標に、余剰爆弾処理を目的にした“駆け込み空襲”的可能性が高いといわれた。軍事施設への爆撃はほとんどなく市街地が攻撃された。

<戦後>

1950 年 6 月 25 日、朝鮮戦争が勃発した。G H Q は同年 8 月 10 日にポツダム政令「警察予備隊令」を発し、今日の自衛隊の前身が組織された。同時に久留米への予備隊の仮移駐が始まったが 1952 年 12 月の移転完了を持って正式駐屯とした。1952 年 10 月に「保安隊」、1954 年 7 月に「自衛隊」と名称を変更した。現在は ① 陸上自衛隊 第 4 特科連隊 ② 陸上自衛隊 幹部候補生学校 ③ 高良台演習場・藤山射撃場 ④ 航空自衛隊 高良台分屯基地、その他第 4 特科連隊の弾薬庫などがある。

2、原水協・平和委員会の運動から

原水爆禁止日本協議会は 1955 年 9 月に結成されました。前年 3 月 1 日、アメリカによるビキニ環礁水爆実験の被害に対する抗議の世論と運動から生まれました。当時全国で集められた「核兵器禁止署名は 3200 万筆に達しました。久留米では 1957

年 8 月 20 日、前久留米市長だった山下善助氏を初代会長として発足しました。残念ながら 1963 年の米・英・旧ソ連による部分的核実験停止条約の評価をめぐり分裂しました。

「恒久平和は人類共通の願望である。戦争の惨禍を二度と繰り返してはならない。そこで、あらゆる核兵器の廃絶を訴え、平和を願って次の通り宣言する。

『久留米市は核兵器の廃絶と恒久平和を願う水と緑の人間都市である』

ヒロシマ、ナガサキへの原爆投下から 38 年 11 カ月、南太平洋ビキニ環礁での第五福竜丸を含むマグロ漁船団の被曝から 30 年 4 カ月、1984 年 7 月 1 日、久留米市は核兵器廃絶平和都市を宣言した。全国で約 200 番目の宣言であった」（平和の歩み 原水爆禁止久留米市協議会編より）

この 2 ヶ月後、9 月 9 日に（17 時半～）第 1 回目の 6・9 行動（核廃絶の署名とトーク）が西鉄久留米駅西口で取り組まれました。以来今日まで 30 年間、月 1 回・毎月 9 日に実施されてきました。久留米の「原水協」も分裂し双方「原水協」を名乗らないことを約束した。平和行進や世界大会参加の時は都度実行委員会を作つて取り組みました。1984 年原水禁世界大会に参加した代表団は、日常的な運動の必要性から新婦人・平和委員会・民主青年同盟など 10 を超える団体を集め 6・9 行動を決め「原水協」を再建しました。

一方で、アジア太平洋戦争後「東西対立」が高まり、再び戦争の危機が迫った 1949 年にパリやプラハで世界平和大会が開かれました。日本でも「日本平和大会」が開かれ、「日本平和を守る会」（日本平和委員会の前身）が組織されました。

久留米では 60 年安保闘争の翌年 1961 年、原水協の有志でもあった久留米大学の戸倉恒治・明善高校の山本義人（教員）が中心となり結成されましたが、外部への働き掛けは原水協との共闘でした。

2001 年 9 月 11 日、米国で同時多発テロが発生し、テロ首謀者・テログループの引き渡しをめぐって米国と NATO 諸国によるアフガニスタン攻撃が始まりました。久留米平和委員会は、この時から毎週土曜日、西鉄久留米駅西口でリレートークを始めた。この活動は 2004 年 12 月以降、ちっこ九条の会結成と同時に合同で行い、今日まで継続しています。

久留米の平和団体の自治体とのかかわりは、毎年の平和行進を除けば、会員や一般市民向け学習会や訴え、平和ツアーやなどが主な活動で市民を巻き込んだ自治体への働き掛けは限られていた。

3、オスプレイの佐賀空港配備問題

防衛省は、陸上自衛隊が 2015 年度から導入予定の垂直離着陸機オスプレイ 17 機の佐賀空港配備のため予算を計上し 2019 年度からの配備を予定しています。

佐賀空港は 1998 年 7 月に開港した県管理の民間専用空港です。佐賀県が 1990 年 3 月に地元漁協などと交わした協定では、自衛隊との共用はしないことを確認しています。突然の配備要請に県民の怒りや不安が広がっています。柳川市は飛行ルートにあたり、近隣の久留米市も影響がないとは言えません。

佐賀空港について防衛省の配備計画は、オスプレイ 17 機に加えて、(1) 近隣の陸

上自衛隊 目達原駐屯地に配備されているヘリ 50 機を同空港に移転し、700～800 人規模・70 機程度とする。(2) 空港西側の民有地 20～30 ヘクタールを取得し、18 年度までに駐機場などを整備する。(3) 長崎県佐世保市の陸上自衛隊 あいのうら 相浦駐屯地に新設する「水陸機動団」の一部として運用する。としています。

安倍政権は中国をにらみ、九州を「日本版海兵隊」の一大拠点にする狙いがあります。さらに、「沖縄の負担軽減」を口実に、米海兵隊普天間基地所属のオスプレイの訓練移転や、名護市辺野古の新基地が完成するまでの「暫定配備」にも言及した。これが強行された場合、自衛隊機とあわせて 70 機を超える可能性があります。

古川知事は「なぜ佐賀空港なのか。オスプレイが安全なのか。政府として責任を持って説明することが必要だ」などと述べて回答を留保しました。ただ、今後の協議には応じる考えを示しました。武田副大臣は 8 月までの了承を求めましたが、古川知事はこれを否定し、9 月の県議会で議題とする考えを示しました。

佐賀空港へのオスプレイ配備を計画している防衛省が、空港建設にあたって佐賀県と地元との間で「自衛隊と共に用しない」と合意していたことを最近まで知らなかったことも明らかになり、「配備、先にありき」の防衛省の地元無視の姿勢が浮き彫りになりました。

佐賀空港の隣に新設する施設は 20 から 30 ヘクタール。自衛隊がこの規模で新設したのは、ここ 10 年で高知と与那国島の駐屯地だけ。佐賀では新施設のほかに滑走路を使うことも加味すれば異例の広さです。佐賀空港で計画が実行されるなら、離着陸回数で軍用機が民間機をはるかに上回ります。防衛省は佐賀空港での軍用機の離着陸の目安について、年約 1 万 2,000 回の目達原をあげました。佐賀空港の民間機は年に約 5,000 回。佐賀空港が軍用機主体となることは明白です。

陸上自衛隊が導入する垂直離着陸機オスプレイの佐賀空港配備が強行されれば、九州全域がオスプレイの訓練場とされる危険があります。陸上自衛隊はヘリコプター訓練のため、九州では 50 地域で、航空法が定める最低安全高度（山間地で 150 メートル、市街地で 300 メートル）以下の飛行許可を国交省から得ています。この低空飛行地域とされる長崎自動車道を含む脊振山一帯でのオスプレイの低空飛行訓練の可能性があります。

問題は佐賀だけではありません。自衛隊は、長崎県佐世保市の相浦など各地の駐屯地のほか、大分・熊本県の日出生台などの演習場周辺、九州山地など山間部、計 50 カ所を低空飛行地域としています。事故が相次ぐ欠陥機オスプレイが、これらの地域を飛び回るなら、墜落の危険と騒音・低周波被害が九州全域に広がることになります。

他方、米軍機には、日米地位協定により、日本の航空法が適用されません。米海兵隊オスプレイの普天間基地配備にあたっての日米合意が「できる限り人口密集地上空を避ける」というたったものの、その後の沖縄と日本本土の飛行で無視されています。米オスプレイが訓練移転で佐賀に飛来すれば、米軍文書が示す九州の低空飛行ルートのイエロールートをはじめ、九州全域を飛行し、日米合意も無視する危険があります。

佐賀県議会でも、オスプレイの佐賀空港配備問題で防衛省幹部らによる説明会を

開きました。民間空港の佐賀空港（県営）が、最大規模の陸上自衛隊の航空基地となり、軍事基地化することが浮き彫りになりました。

説明会で「70機規模の基地は他にどこにあるか。佐賀空港が日本一になるのではないか。自衛隊と民間の共用どころか軍事基地化する」との質問に、「70機規模のヘリを配備する自衛隊基地として、陸上自衛隊の木更津飛行場（千葉県）と航空自衛隊の那覇基地（沖縄県）がある」と回答。佐賀空港が、那覇や木更津に匹敵する最大規模の航空基地に変質することが明らかとなりました。

防衛省は長崎県佐世保市の相浦駐屯地に新設する「水陸機動団」を軸に、オスプレイや輸送艦などを組み合わせ、「自衛隊版海兵隊」を創設する構想です。オスプレイの九州配備は既定路線とも言えるものでした。ただ、多くの県民はオスプレイ配備に反対・慎重です。

「これまでの経緯を考えれば申し入れを受け入れるのは難しい」。佐賀市の秀島敏行市長は記者会見でこう述べました。「これまでの経緯」とは、自衛隊との共用はしないという協定に加えて、民主党政権下の2010年、米海兵隊普天間基地の佐賀空港移転案が浮上した際の市議会の反対決議です。県議会も反対決議を可決しており、同空港の軍事利用は否定されているのです。

集団的自衛権行使容認の「閣議決定」などと同様に、安倍政権による軍事最優先・民意無視の横暴なやり方で、住民との深刻な矛盾は避けられません。重大なのは、沖縄の米軍オスプレイについて、訓練での利用だけでなく、暫定配備の可能性まで言及したことです。具体的な機数についても明らかにせず、米軍しだいという姿勢です。

—ちっご九条の会の活動報告—

中西和也（ちっご九条の会）

1、「ちっご九条の会」の活動をとおして

2004年6月10日、9人の学者・文化人が「九条の会」アピールを発表した。アピールは、改憲の狙いが、「日本をアメリカにしたがって戦争をする国に変えること」にあると指摘、「日本国憲法を守る」という一点での結集と一人ひとりができるあらゆる努力をいますぐはじめようと訴えるものである。

ちっご九条の会はこれに応え同年11月に9人の地元の学者・弁護士・宗教者・郷土史家・ピアノ教師などの呼びかけで結成総会を開いた。代表世話人でもあった故・元大木町長石川隆文のメッセージは「旧制中学の4年間がそっくり戦時体制下で、後半は軍事教練・勤労奉仕・学徒動員にあけられた。兄の戦死で農業を継がざるを得ず夢が挫折した。聖戦と信じた戦争が侵略戦争だったことと戦争に反対した人がいたことを知り不明を恥じた。戦争放棄と戦力を持たない憲法の公布に不戦の決意を新たにした。」との体験から「後輩たちには絶対にこうした経験はさせられない」と述べている。

(1) 10年間の活動から

結成時の賛同者 300 人、「平和憲法守れ」の衆・参両院議長あて請願署名 1000 筆を出発点に住民の過半数を目標に署名活動を進めること、学習会など宣伝活動をすすめ賛同者の輪を広げることを目指した。

その一つが地元ミュージシャンによる平和コンサートの開催。第 1 回は 2005 年の 7 月 17 日午後 4 時半～、六角堂広場のオープンステージを舞台に入場無料、50～100 人前後のファンと商店街を行きかう通行人を“音 “でつなぎとめると言う趣向。4 時間を超えるライブのためファンも入れ替わる。カレーやコーヒー、書籍の販売、チラシの配布、署名活動など出演者は勿論・支援団体の参加者がともに楽しむイベントになった。10 数回を重ねる中で一度だけ台風で中止した。最後は 2012 年 9 月 23 日「脱原発コンサート」。久留米市当局による六つ門再開発の目玉（？）としての”総合都市プラザ”建設計画が浮上、そのあおりで「六角堂広場」が潰され、使用できることになった。オープンステージで一定の規模、しかも無料で利用できる市民の文化施設がなくなり、他に代わるものがない。残念ながら「平和コンサート」は休眠している。

(2) 街頭宣伝活動・・・リレートーク

結成直後の 2004 年 12 月から従来平和委員会が行っていた毎週土曜日午後 5 時～6 時、西鉄久留米駅西口でのリレートークに九条の会として参加することになった。商店街の土曜・夜市が始まり、焦点会と協議し宣伝時間帯を午後 3 時～4 時に変更した。

年月をかさねると、いろんな世相が垣間見える。イラク戦争の激化や自衛隊派遣などの時は、身内が自衛隊にいるといって署名する人がある。派手な格好をした 4, 5 人ずれの中高生が「戦争は反対だと」積極的に署名をしたうえで仲間を誘う、時にはタバコの害を諭すこともある。地元よりも周辺自治体から来た人の賛同が意外に多い。現役のサラリーマンは足早に無視して通り過ぎる。激励する人、クレームをつける人様々であるが、その時その時の情勢が確実に反映される。行事が増え、2013 年から月 2 回（土・午後 1 時～）にとどめている。他団体の協賛などで通常 3～4 名の活動が 2 ケタにでもなると、足を止める人も増え署名が増える。結成以来の署名累計は、街頭中心のため 18,000 台にとどまっている。

(3) 他団体の活動など

- ・結成間もない 2004 年 12 月 5 日（日）、8 人の久留米大学の先生の呼びかけに応え、同大 O B を中心とする「スイーミーネット」主催の「自衛隊のイラク派兵延長反対」集会並びにデモが組織された。12 月 14 日で期限切れとなる自衛隊のイラク駐留を 1 年間延長する閣議決定（12 月 10 日予定）に対する抗議行動、50 人前後の人人が集まり六つ門から一番街へかけて商店街を太鼓をたたいて練り歩き注目を浴びた。

- ・2009 年 10 月以降、福岡県内の芦屋・築城基地に配備された P A C 3 が 2010 年 2 月にも高良台に配備されることになった。「はばもう P A C 3 活かそう 9 条

九州ネットワーク」の豊島耕一佐賀大学教授（山本町在住）が窓口になって 2 月 15 日久留米市長に公開質問状が出された。（九条の会代表世話人の一人貫橋宣夫も同行）質問は① P A C 3 配備に対する賛否②配備目的・規模・日時の連絡の有無と連絡があればそれを公開するのか否か③搬入実行日についての連絡があれば内容を公開するのか否か（＊芦屋・築城の場合は連絡と合わせ搬入期日の公表を控えるよう文書依頼があつていた。）

回答期限は 2 月 22 日であったが同 24 日・配備当日になって「配備日程は公表しない」という実質回答拒否があった。抗議声明では、P A C 3 受け入れは宇宙への軍拵の一環であること、市の「核兵器廃絶平和都市宣言」に反すること、国のやることには口出ししない・事柄の是非に言及しないことは自治体の長としての責務放棄であると指摘、ノーベル物理学者益川敏英氏や米国平和運動家ブルース・ギャグノン氏、韓国の平和運動家などから寄せられた多数の久留米市長あてメッセージに対する吟味の形跡が全く見られないことを糾弾した。

・2011 年ちっご九条の会第 8 回総会では福島第一原発の事故をうけ“脱原発”の運動にも積極的にかかわっていくことを確認した。「原発なくそう！九州玄界訴訟」には多くの会員が個人として原告団に参加、裁判の傍聴、久留米における独自集会は勿論、福岡・佐賀の”脱原発集会”、川内原発”再稼働反対集会“などに積極的にかかわってきた。

2、久留米市における平和の課題

久留米市は戦前からの軍都である。現在は、陸上自衛隊第 4 特科連隊、同幹部候補生学校、航空自衛隊高良台分屯基地があり、高良台演習場や藤山射爆場がある。多数の自衛隊員が久留米市民として生活している。日本国民は現憲法 9 条のもとで”専守防衛・集団的自衛権行使は認められない“という国是を作り上げてきた。基地と共に存する自治体は、国に対して積極的に発言し、ときには注文をつけることが肝要ではないか。同じ市民として自衛隊員を大義のない戦闘に参加させてはならない。間違っても先制攻撃（侵略戦争）の方棒を担がせてはならない。国防は政府の専権事項ではない。国民の生命財産を守るということがどんなことなのか、地球環境や自然災害も視野に入れたより大きな視点で市民の課題とすべきことは当然である。久留米市が抱える平和の課題について考える。

① 2014 年 7 月 1 日の閣議決定 「現憲法下でも集団的自衛権行使は可能」という閣議決定のもとでは久留米市民である自衛隊員がいつアメリカの戦争に駆り出されるかわからない。現にイラク戦争では、久留米からもサマワに派遣され「別人のようになって返ってきた」との話を聞く。大義のない戦争、死の恐怖など遠い異国・しかも戦場に派遣されることの影響は計り知れない。米軍兵士の湾岸戦争症候群（劣化ウラン弾使用による放射能の影響を含む精神的な障害）などその典型である。「軍隊を持たない。国の交戦権は認めない」という憲法九条を順守すべきである。

② 2014年12月10日施行を予定している「特定秘密保護法」は運用いかんでは、公務員・民間人にかかわらず無用の嫌疑を受けかねない。平和運動に限らず、学問的な研究活動さえいつ無用の制約、疑いが振りかかるか分からぬという不安がある。ツワミ原則に沿った透明性の確保を自治体も住民と一体となって求めるべきではないか。

③ 佐賀空港に配備されるオスプレイについては前稿で述べられた通りである。墜落の危険は勿論、飛行ルート、時間帯など騒音・爆風・低周波音などの被害は自治体として当然関与すべき課題である。

④ 米軍と一体のMD（ミサイル防衛）計画の一環として、高良台の航空自衛隊分屯基地にPAC3が配備された。性能に疑問、久留米の守りではない、巨額の費用・税の無駄使い、相手側を刺激し、有事の際の攻撃目標になる、など黙認できることではない。

演習場の立地や内容、施設の是非は環境や安全上の問題、教育上どうかなど見過ごせない課題がある。

⑤ 九州電力 川内原発、玄海原発の再稼働問題

“脱原発”は世界の流れである。福島第一原発事故の惨状を見るとき、地震列島・火山列島の日本では安全な原発などあり得ないといえる。原子力規制委員会は「自ら設計不可能な火山事象（巨大噴火）は南九州では起こらない」というが、専門家は「噴火予知は不可能、巨大地震が当面起こらないとは言えない」という。津波や火山だけならいつか復興できる、放射能被害は不可能である。大飯に関与すべき課題ではないか。

地方自治体がこうした課題に、正面から向き合い、住民と一緒に考え、国や関係機関、企業に意見を述べるとき本来の民主国家、福祉国家実現にちかづくのではないか。

議員から見た市政運営の問題点

一市議会での行政追認、市民軽視の実態—

甲斐 征七生（市議会議員）

1 市民不在の「意志決定」

市政の最大の問題は、行政は口では「協働」や「パブリックコメント」などと言ってはいますが、その実態は基本的に重要な事業の意志決定において、市民不在であることです。そこには、いまだに「由らしむべし、知らしむべからず」の御上的発想からくる市民軽視・市民不信が根底にあります。

ア 高良内水源へのごみ処分の建設強行

当初、市は一方的に場所を決め、土地の購入までしていました。場所は斎場の北側で、高速道路との間でした。それを突然、水源地である現処分場に「決定」発表しました。

住民は、反対運動の組織を立ち上げ、10 数年に及ぶ断固たる反対運動を展開しました。住民の現地への連日の座り込みや工事着工の阻止の運動に対して、当時の市長は警察を導入して住民を排除しました。そして、懐柔策としての地域振興費 40 億円を「エサ」に住民を分断してきました。

イ 六ッ門にシティプラザ建設を強行

市長の公約では「結論を出す」としていましたが、就任後直ちに自ら選任した「検討委員会」を立ち上げ、1 年間 10 回足らずの「委員会」で場所を含めた結論を出し、「合併特例債が使える今」と、着工計画まで一気に決めました。これは平成 9 年の答申（場所は文化センター周辺で、駐車場として 500 台～1,000 台が必要）を全く無視し、議会の委員会は事務局（市当局）の提案を無批判に追認しました。

計画発表後、一部の市民からの「東日本大震災が発生した時にこのような大型公共事業をやるべきではない。人・物・金を東北の大地震の復興事業にまわすべきである。」というまっとうな意見が寄せられ、都市計画審議会でも大多数が反対意見でした。しかし、市はこれらの声をまったく無視して、着工を強行しました。市議会では、2 名を除く議員たちが、市民の声に耳を傾けることなく、シティプラザ建設を無批判で追認しました。

しかし今になって、市民の指摘が正しかったことが証明されつつあります。

それは、148 億円でスタートした事業費が、この間 3 度の議会で 27 億円も増額され、現在 175 億円にも達しています。その理由は、約 20 億円が国による「労務単価・資材単価」の引き上げです。今後も、国は引き上げを実施すると思われます。

ところが、引き上げられたはずの労務単価・資材単価が、末端労働者の賃上げには繋がっていないのです。資材納入業者の手にも届いていないという事実です。加えて、市当局は、この事態に対して、民間のことなので「介入できない」などと全く無責任

な態度をとっています。

ウ 宮ノ陣八丁島ごみ焼却場の建設を強行

焼却炉は南北体制でいくという過去の方針にしがみつき、これも市民不在で建設場所を決めました。過去の高良内処分場建設に対する市民の反対運動の高まりを経験して、久留米市なりにその「教訓」を引き出し、反対運動の分断を図るため、地元対策費として「八丁島地区地域振興計画」に20億円もの高額な予算をつけ、すでに「ひろば建設」として法外な金額で土地（水はけの悪い湿田）を購入しています。

地元市民らは、八丁島ごみ焼却場の建設を中止せよと裁判に持ち込み、中止を求める運動を続けています。

エ 青峰市営団地「改善計画」に見る撤去の強要

青峰市営団地を「2棟つぶして駐車場にする」という計画を、住民不在で決定し、2棟の入居者に突然「説明」を2回程行い、平成25年末までの転居を迫りました。住民は怒り、市の計画を事実上撤回させましたが、その時の職員の態度は、「お上の決定に従え。なぜ反対するのだ」という傲慢な態度でした。

オ 学校建て替えに見る建設計画の押しつけ

学校建設などでも、校区住民やPTAはもとより、校長・教職員の意見すら十分に反映していない建て方をしています。そのため、後になって現場は学校建て替えの建設計画に不満の声をあげています。

2 民営化・委託化を強行する「行財政改革」の推進強行

市は率先して民営化・委託化を強行しています。そのため現業の職場は、ほぼ全滅しました。この間、清掃・学校給食調理・保育所の民営化などを推進してきましたが、これには、市議会は「行財政計画検討委員会」における答申で、全て後押ししています。

正規職員を大幅に削減し、恒常的業務にも非正規職員を拡大し、現業職場の退職者に新規補充しないことをしています。そのため、市民の個人情報やプライバシーは守られるのかという問題が起きています。

民間委託した給食調理では、栄養士が直接指導するなど「偽装請負」が常態化しています。

非正規雇用や関連する公共職場（学童保育指導員や学校図書司書など）では、官製ワーキングプア状態にあります。労働基準法に違反して「年休」を与えてなかった学校図書司書職員（指摘を受け平成26年度から改善）など、自治体が「自活できない」雇用を拡大しています。

教職員の非正規率でも、久留米市が県内で最高という事情があり、子どもの教育に大きな問題があります。

民営化・委託化を辞めて、ワーキングプアではない正規の職員により、市民の個人情報とプライバシーを守り、子どもの教育を充実する行政を行うべきです。

3 国に対して物言わぬ市長

低所得者、中小企業者に打撃を与える意味で逆進性の高い消費税増税に、市長として反対表明をすべきとの提案に対し、市長は「増税も一方法と考える」と消費税増税に対して容認の答弁をしています。

介護保険制度の改悪で、要支援1・2・介護度3と認定されても支援が受けられない。特養ホームに入居させない。これに対する態度も、市民の立場ではなく、市長は「制度存続には必要なこと」などと国の説明をそのまま表明してきました。

集団的自衛権行使容認の閣議決定に対しては、多くの自治体で懸念の声があげられているのに、市長は「国の専権事項なので発言は差し控える」というように主体性のない答弁ばかりです。

本来なら、市民の生命と暮らしを守るために、国に対して、集団的自衛権行使容認に反対して、消費税の増税には反対の意思を表明すべきです。

4 同和行政・同和教育は、運動体の言いなり行政

同和行政としての個人給付事業は、保育園・幼稚園・小学校・中学校・高校・大学・自動車学校・就職支度金と至れり尽くせりです。さらに問題は、特定の運動体の長が「この者は、同和地区出身者です。」という確認書を市に提出すれば、市はフリーパスで認めるという運動団体の言いなり行政です。そこには不正を生む可能性があります。

団体補助も同様に、同和の運動団体から要求があれば言うとおりの額を支出します。

教育現場では、同和について自由にもの言えぬ状況が長年にわたって続いている。教職員は「幹部は教師を大声で呼び捨てにし、恫喝は熾烈を極めます」と生々しく告発しています。それに対して、市の教育長は「大声はわかって欲しいという訴えの表れ」などと恫喝を容認する驚くべき発言をしました。

法的根拠もない「同和」行政は終結すべきです。必要な事業は、一般行政で行うべきです。

市議会の問題と改革の提案

甲斐 征七生（市議会議員）

緒方 正子（市議会議員）

1. 市議会の問題と改革の提案

① 議会は市政のチェック機能を十分には果たしていない

市民不在の市政の「決定」事業を、議会は全て後押し、追認機関・協賛機関になっています。行政のみならず、議会にも「由らしむべし、知らしむべからず」の姿勢を垣間見ることができます。以下、例をあげます。

行政が提出した議案に反対討論があっても、賛成討論は少ないのです。しかし、態度はいつも市当局の提案に無批判に賛成します。

市が民営化・委託化を強行した「行財政改革」に、お墨付き与えたのは議会の「議会行財政改革検討委員会」でした。

久留米市の同和行政・教育の異常さについて、議会では表だってものを言いません。しかし、陰では同和行政・教育の異常さについての批判追求に同調する議員がいるのです。逆に、一部会派は、「推進」の要求をすすめています。

議会は、市政のチェック機能を十分に果たしていくべきです。

② 議会の運用面での問題

議会は会派制を採用し、所属議員4人以上を会派として認め、4人以下の諸派は会派と認めていません。各委員会は、人数の多い会派から多くの委員を出し、委員長・副委員長など事前の代表者会議で、今度はどの会派からと決めています。正式会議前に、この会派代表者会議で、実質的に諸々の確認をしています。

しかし、予算・決算委員会は重要な事項の審理であることから、全員参加で行なうべきです。議会運営委員会・代表者会議は、市民の声を代弁するには、民主的な手続きとして例え少人数といえども、諸派も入れるべきです。

代表質問は会派毎に年1回だけです。しかも予算（3月）議会だけであり、時間は40分に限定しています。

議会内の「申し合せ」として、一般質問は毎回構成員の半数に制限しています。また時間も20分以内に限定しています。

議案と委員長質疑及び討論は通告制とし、時間は10分以内に限定しています。

また委員長の議会への報告前に、その報告内容が不明の段階で、一般質問・質疑・討論の通告を事前に提出しなければならないという不合理な扱いになっています。一般質問は20分で、質疑討論は10分という時間制限をしています。

会派に属する議員は、個人の判断による議案への賛否より、属する会派の決定が優先されます。民主主義とは相容れないものです。

そのため、市議会は徹底的な「議論の場」となってはいないのです。
市議会は、市民から選出された各議員の発言を十分に保障すべきです。

③ 議会の討論や活動を市民に十分知らせていない。

広報「議会だより」は、市議会での議論を市民に十分伝えていません。

これまで、毎議会で一般質問するのは「売名行為」とし、市議会だよりに質問者の名前を出すもの「売名行為」だと当外れの批判をしてきました。そして、現在は、広報（市議会だより）には、一般質問をした議員の名前と内容を書きますが、毎回一般質問をする議員は、2回に1回に制限して、その半分を意図的に掲載しません。

他の自治体の議会だよりを参考に、「市議会だよりを改善してほしい」という市民の請願が出されました。委員会では審議未了につき廃案にしました。質問全項目は掲載されず、討論の内容はもちろん、議案に反対討論、賛成討論があったなど重要な事項を明記していません。これでは、議会の議論が十分に市民に伝わっていないといえます。

市議会の議論の内容全般を、賛否も含め公平に市民に正確に伝えてこそ、「市議会だより」の価値があるはずです。

④ 市民の請願・陳情の議会での取り扱いは不十分である。

請願は紹介議員1名以上が必要で、委員会での主旨説明は紹介議員だけに許され、市民の請願者の意見表明が狭められています。

陳情は、以前は請願と同取扱いでしたが、現在は「紹介」のみに制限しています。

請願・陳情に関する市民の提案者が、議会・委員会内で自ら発表できるようにすべきです。

⑤ 海外視察

全国議長会主催の海外視察に、久留米市からも年4~6人が参加（参加は自由）しております。その経費は1人約100万円もします。今どきこれほどの経費のかかる海外旅行があるでしょうか。おまけに、久留米市議会議員は、年功序列で参加しているのが実状です。

このような高額な海外視察が必要かについては、大いに疑問があります。むしろ不要な支出です。帰国後、納税者である市民への報告義務すらなく、研修に値しない物見遊山・豪華観光旅行の海外「視察」は、当然廃止すべきです。観光に行きたければ、自費で行くべきです。

⑥ 費用弁償費

議員には、議員報酬に加えて、委員会出席に対して費用弁償が追加として支給されます。委員会に出席することは、議員として当然の公務なので、この制度は廃止すべきです。

2 市政と議会に対して市民としてどう向き合うべきか

① 市民サービスを向上させ、市民の要求を実現するために

主権者たる市民は、不条理な政治と行政に対して、声をあげ、多くの市民を組織し、運動・行動を強めることです。

行政の住民不在の事業に対して、住民の共同の運動を強化し、問題点を明らかにし、対案と展望を示して徹底的に議論し、運動を推していく必要があります。

同時に、市議会と議員たちに対しても、市民が声を上げていく必要があります。

② 市議会・議員をチェックすべき市民の役割

間接民主主義の代議員制とはいえ、市議会と議員に何でも「100%お任せ」ではいけません。彼ら彼女らが、十分に市民の代弁者としての仕事をしているのかどうかを絶えずチェックすることは、選挙民たる市民の義務です。こうしたチェック機構があつてこそ、本当の民主主義が実現できるのです。

そのチェック機能を果たすためには、主権者である市民には以下のようない活動が保証され、実行可能です。

- ・ 本会議・委員会の傍聴を行う。
- ・ 請願・陳情を行う。
- ・ 議員の発言をチェックする。
- ・ 情報公開を活用する。
- ・ 場合によっては、議会の解散=リコールを請求する。

<巻末資料> 1 福岡県内市町村の政治倫理条例ランキング表

(評価者：政治倫理・九州ネットワーク・会長 九州大学名誉教授 斎藤文男)

福岡県内市町村の政治倫理条例ランキング表

2013年10月20日現在

順位	ランク	市町村	適用対象 (10)	倫理規準 (15)	請負等規制 (15)	資産公開 (25)	調査請求 (10)	審査会 (15)	開示制度 (10)	計 = (100)
1	A	芦屋町	10	14	13	22	8	14	9	90
2	A	嘉麻市	8	14	15	21	7	15	9	89
3	A	行橋市	8	14	13	20	8	15	10	88
4	A	大任町	10	13	13	20	8	14	9	87
5	A	芦屋町	10	12	11	22	8	14	9	86
5	A	大木町	8	13	13	18	10	15	9	86
7	A	福智町	8	13	11	20	8	14	9	83
7	A	香春町	10	12	13	17	8	14	9	83
9	A	小郡市	8	10	14	18	8	14	10	82
10	A	八女市	8	13	13	16	8	14	9	81
10	A	宮若市	10	10	13	20	7	14	7	81
10	A	糸田町	8	10	13	18	8	14	10	81
10	A	大刀洗町	8	8	13	20	8	14	10	81
10	A	赤村	8	13	12	18	7	14	9	81
15	B	みやま市	8	10	13	18	7	14	9	79
15	B	岡垣町	8	14	13	20	7	14	3	79
17	B	苅田町	8	7	10	22	8	14	8	77
17	B	川崎町	8	9	10	18	9	14	9	77
19	B	通田町	8	12	7	18	8	14	9	76
20	B	柳川市	8	10	13	20	5	10	7	73
20	B	筑前町	8	8	10	20	8	14	5	73
22	B	筑紫野市	8	8	10	18	7	14	7	72
23	B	小竹町	8	8	10	18	9	10	7	70
23	B	みやこ町	8	12	13	25	3	5	4	70
25	B	大野城市	8	8	7	20	8	14	4	69
25	B	桂川町	8	14	8	17	8	7	9	69
27	B	大川市	8	10	3	18	8	14	7	68
28	B	福岡市	5	13	7	15	14	5	8	67
29	B	須恵町	8	7	10	13	8	14	6	66
30	B	うきは市	8	10	14	5	6	14	8	65
30	B	直方市	8	8	7	20	7	10	5	65
32	C	宇美町	5	8	7	10	12	14	7	63
32	C	那珂川町	8	8	5	18	7	10	7	63
34	C	糸島市	8	8	10	18	8	5	5	62
35	C	宗像市	10	14	12	-	8	12	5	61
36	C	吉富町	8	9	7	18	3	5	5	55
37	C	田川市	8	9	3	18	5	8	3	54
38	C	上毛町	5	10	12	10	5	5	5	52
39	C	朝倉市	10	12	5	5	7	5	7	51
40	C	鞍手町	8	10	-	10	7	5	7	47
41	C	飯塚市	10	12	-	10	3	5	5	45
41	C	中間市	8	7	5	10	3	5	7	45
43	D	筑後市	8	13	-	3	3	10	3	40
44	D	春日市	8	10	7	-	3	5	5	38
44	D	柏原町	8	8	7	-	3	5	7	38
46	D	古賀市	5	8	6	-	7	7	3	38
47	D	志免町	8	8	5	-	2	5	7	35
47	D	新宮町	8	10	7	-	3	4	3	35
47	D	篠栗町	8	12	7	-	3	5	-	35
50	D	豊前市	10	5	3	-	5	6	5	33
51	D	大牟田市	8	8	5	-	3	5	3	32
52	D	福津市	8	5	5	-	3	3	3	27
53	D	久留米市	5	5	3	-	5	3	3	24
54	D	水巻町	8	5	-	-	3	3	3	22



政治倫理条例ランキング票の見方

* 条例の評価点は 100 点満点。表示の項目ごとに行い、これを合計した。

* ランク分けと評価は、次のとおり。

A 80～100 点	実効性のある条例
B 65～79 点	先ずは合格
C 45～64 点	改善の要あり
D 0～44 点	名ばかりの欠陥条例

* 項目ごとの評価のポイント

適応対象 (10 点)	通例は議員・首長・副首長・教育長。これに公営事業管理者や農業委員・教育委員等を加えたものは加点。議員のみや議員・首長は、減点した。
倫理基準 (15 点)	抽象的でなく粗雑なものほど減点。特に、議員の職務遂行の妨害、請負等契約や許認可、指定管理者の指定に関わる斡旋、職員の採用・昇進・異動の推薦を禁じているかいな否かを重視した。
請負等規制 (10 点)	ずさんなものほど減点。特に、親族会社やダミー会社の規制、指定管理者の指定の規制の有無を重視した。また、これらの規制違反の疑いについても住民が調査請求できず、審査会の調査・審査にかかるないものは減点した。
資産公開 (25 点)	首長の資産公開条例は、すでにある。議員の資産公開がないものは0点。首長等・議員の資産公開を定めるのが通例。重視した点は、資産公開に本人だけでなく、配偶者・扶養（同居）の親族を含むか。報告項目の粗密。証明書の添付の義務づけなど。また、試算報告を毎年、審査会に審査しないものは減点。
調査請求 (10 点)	重要なのは、倫理基準や請負等規制の違反の疑惑、試算報告の義務について住民が調査請求できること。このいざれかを欠くものは減点。また、調査請求に一定数の連署を要件とするものも減点。
審査会 (15 点)	重要なのは、審査会の調査・審査が上記の調査請求すべてに及ぶこと。このいざれかを欠くものは減点。また、審査会に議員が入っているもの、審査を非公開とするものも減点。
問責制度 (10 点)	ポイントは、問責事由が贈収賄罪のみか、職務関連犯罪か、刑事犯罪一般か。説明会の開催が逮捕、起訴、一審有罪判決のどの段階か。住民の開催請求が認められているか。請求の要件に過大な連署を課していないか、など。

総評

- * 福岡県内の 60 市町村のうち、条例未制定は 6 市町村（北九州市、太宰府市、久山町、遠賀町、広川町、東峰村）のみ。制定率は 90% で、全国的に格段に高い。
- * A ランクは 14 市町村、B ランクは 17 市町、C ランクは 11 市町、D ランクは 12 市町。概して、県内市町村の政倫条例は高い。
- * なお、政倫ネットワークは、かねて条例評価を公表してきた。今回、条例のレベルアップにともない、配点を変更した。そのため、個々の条例の点数に多少の異同があるものの順位とランクには大きな変動は見られない。条例を改善したところは別として。

<巻末資料> 2 宮ノ陣ごみ焼却場の裁判における意見陳述書

意見陳述書

原告 石橋 利雄

1 はじめに

私は八丁島に住んでいる石橋利雄です。

現在、75歳です。

私は、中学校を卒業後、筑水高校で農業を勉強しました。

家が農家だったので、小さいときから農業を手伝っていました。

現在は、焼却場の建設予定地の近くで米やレタスなどの野菜を作っています。専業農家です。農地は、3町あります。

地元に住み、農業を営む者として、意見を述べます。

2 八丁島地域の特色

(1) 八丁島の整備状況

八丁島は、農業振興地域です。

これまで、八丁島の農地の整備のために、多くの税金が使われてきました。八丁島での農業の様子は、国のホームページでも紹介されていました。

現在の八丁島は、一面の水田が広がる、豊かな優良な農地です。

(2) 八丁島の評判

八丁島では、有機栽培によるブランド米、「しまのまい」を作っています。

「しまのまい」というのは、八丁島で有機栽培の方法で生産されたお米のことです。堆肥と有機肥料だけを使って生産します。

他の米の生産と比べると、手間はかかりますが、おかげで、お客様からも「おいしい」と喜ばれています。

安全でおいしい食料を生産することは、農家の使命です。

私は、有機栽培にも積極的に取り組んでいます。

私は、「しまのまい」を作ることに、自信と誇りを持っています。

3 私が心配していること

(1) 農作物の汚染

大型の焼却場からは、目に見えない有害なものやダイオキシンが飛び散ってしまうと聞いています。有害なものは、周辺の農地や作物をよごします。

汚染の範囲は、宮ノ陣だけではありません。まわりの農家全部が汚染の被害を受けてしまいます。

また、風評被害も起こり、宮ノ陣のまわりの農作物の値段は安くなります。

風評被害が起こると、現在、宮ノ陣が得ている優良な農地であるという評判や、「しまのまい」の良い評判は、なくなってしまいます。

久留米市は、九州でも大きな農業都市です。

将来の食の安全を確保するためには、これまでに整備してきた農地を守らなければいけません。

(2) 子ども、孫世代への影響—健康への被害

有害物質の影響を最も受けるのは、子ども達です。

私の息子は、現在二日市に妻と子どもと一緒に住んでいます。息子夫婦が、高齢の私たちを心配して、実家で一緒に住もうと言ってくれました。

息子と私たちはとても仲がいいです。同居できれば、とても楽しいと思いました。

しかし、私は、孫たちに、処分場の近くに住んで欲しくありません。処分場のせいで、私は、息子からの同居の申し出を断りました。

(3) 洪水の危険性

焼却場ができる予定の場所の近くには、筑後川、宝満川、大刀洗川があります。ハザードマップでは、2メートルから5メートルの洪水が起こると書かれています。

実際に、昭和28年にあった大洪水のとき、私の家は2階まで水につかりました。

この地域で洪水が起これば、新しくできた焼却場は水没します。

また、焼却場ができる場所は、砂でできた軟弱地盤です。

こんな場所に焼却場ができるのは不安です。

4 計画に反対した経緯

私は、初めて焼却場の話を聞いたときから、ずっと、建設に反対しています。

住民説明会はありましたが、納得することはできませんでした。

焼却場ができれば、安全な米作りができません。

また、子どもや孫、その先の子ども達への影響が心配で、施設に反対しています。

建設に反対し、焼却場について学んでいくうちに、場所が安全ではないこともわかりました。このような危険な場所に、施設を作ることはできません。

5 地元住民の反応

(1) 提訴までの反応

平成19年には、474名の署名と一緒に、計画の見直しを求める要望書を出しました。

平成22年には、6720名が反対の署名を提出しています。

平成24年には、約1万2千名が反対の意見書を提出しました。

一部の地権者などを除き、多くの住民が、焼却場に反対しているのです。

(2) 提訴前後の反応

監査請求は386人でやりました。

本訴訟の原告は229名です。

合意書は、自治会長が久留米市長とのあいだで、勝手に作りました。

多くの住民が反対していることは、原告の人数を見れば、はつきりしています。

(3) 地元がバラバラになってしまったこと

もともと、八丁島は、地域の結びつきが強い、仲のいい地域でした。

久留米市が、計画を強引にすすめたせいで、地元はめちゃくちゃになってしまいました。

私の家に、匿名の手紙が届いたこともあります。

焼却場の計画のせいで、仲がよかつた近所の人たちが争うことになってしまったのです。

6 最後に

住民に対する十分な説明がなく、同意も得られないまま、計画をすすめるのは止めて頂きたいと思っています。

久留米市には、計画を撤回して欲しいと思っています。

裁判所におかれましては、地元の状況を理解していただき、地元住民の理解を得ずに計画を強行する久留米市の税金の遣い方の是非について、しっかりと判断してくださいますよう、心からお願ひいたします。

意見陳述書

原告 権藤 豊幸

1 はじめに

私は権藤豊幸といいます。現在62歳で、地元の八丁島で妻と息子の3人で暮しています。このゴミ焼却施設建設には絶対反対です。

反対理由は、大きく2つあります。1つ目は、建設場所が、不適当であるということ、2つ目は、洪水の危険が大きいことです。

2 建設場所が不適当であること

私の生家は、代々農業を営んでいました。耕作面積は田畠合計で8反位でしたので、決して大きな農家ではありません。私自身は、高校の商業科に進学し、その後、地元の会社に就職しました。19歳のとき、父が亡くなりました。父の死後は、母が農業を引き継ぎ、私も会社勤めを続けながら、母の手伝いをしてきました。会社を定年退職後の現在は、農業に専念し、田んぼ8反で米、麦、大豆の輪作と1反の畠で野菜栽培をしています。いわば農家の一般的な生活状況です。

僅かですが、道の駅久留米に出荷しておりますが、出荷者の皆さんほとんど高齢者ばかりです。お示しした資料は、私が平成23年に調べた久留米近郊の直売所の状況です。平成22年度の各店舗の総会資料を基に調べました。これだけの人達が地元の農業に関わっています。

私が申し上げたいのは、万が一、施設が稼働し、そして、施設からダイオキシンなどの有害物質がまき散らされ、その結果、すべての作物について取り返しのつかない事態になり、地元の農業が崩壊してしまうと思うからです。私が耕作している田んぼも、この図でお示ししたとおり、施設の近辺に点在しており、私自身も不安がぬぐいきれません。

このことについて、昨年7月17日のアセスメント縦覧時、市の担当者に質問したところ、回答は、施設は地元と管理してチェックするので大丈夫と言ったと思えば、炉内でダイオキシンなどの有害物質をチェックするから大丈夫などと言うなど、聞くたびに違うことを言い出す始末でした。きちんとチェックするというのであれば、施設近郊の完成前の調査と、稼働後の調査が必要なはずです。そのことは、子供でもわかります。私たちが一番心配するのは、煙突より吐き出された有害物質が何処に落ちてその数値がどうなるのか、が知りたいのです。地元と管理する、という事であれば、その数値場所の確認と方法など詳細に久留米市民に情報公開していただきたいと思います。

それから臭いの問題もあります。私の家は、施設のちょうど真南600mの場所にあります。例年、10月から4月ころの時期は、北風が吹きます。つまり、施設からの発生した臭いが私の家に届くことになります。ましてや、有害物質が排出されれば、当然、私の家に届くことになります。こうなると、今の家で生活すること自体ができなくなり、生活が奪われてしまう不安もあります。

臭いについて、1つ例を挙げます。八丁島では、JAの指導の下、米の特栽米「洲の米」というブランド米を栽培しています。そして、田植え前に必ず堆肥を1反当たり1トン投入

するように義務付けられています。毎年、田植え時期になると、その臭いが隣の北野町まで届き、苦情が出ていることを久留米市は知っているはずです。臭いの問題は解決できるのでしょうか。地元、また近隣他市にも説明が当然必要であると思いますが、その説明はされていません。

3 洪水の危険について

2つ目は、建設場所が洪水の危険がある、ということです。市が筑後川洪水ハザードマップで明らかにしたように、2m～5mの浸水区域にあるという事です。造成工事では、市がこれまでに説明してきたように、たかだか1mの化粧コンクリートブロックでかさ上げしただけです。ハザードマップで公表した内容と施設の浸水対策は、明らかに矛盾しているとか言いようがありません。

八丁島という地名は、昔、まだ河川対策がなかった時、8つの島がありその由来として命名された様です。三角洲の沖積平野であり硬い岩盤などはまったくないのです。

参考の写真をお示しします。これは普段の八丁島近辺の様子です。1枚目が大刀洗川周辺の状況、2枚目と3枚目が西鉄甘木線の鉄橋付近の状況です。

そして、昨年7月の九州北部集中豪雨のときの写真がこれです。7月14日の午前8時ころの写真ですが、鉄橋まで水位が上がっていることがわかります。次の写真が鉄橋の近くで撮影したものです。この状況はたった1晩で起こりました。次の写真は、午後1時ころの状況です。鉄橋にごみや漂流物が溜まっています。

次の写真は、午前8時ころの北野側の西鉄甘木線構内と農業取付道路が浸水しあげていい状況です。ぼけてしまっていますが、写っている車両は西鉄保線区の車両です。午後1時ころには、完全に冠水しました。それが次の写真です。

次の写真は、大刀洗川が氾濫した北野側を撮影したものです。

最後の写真が、私の自宅敷地内の畠が浸水した状況です。

西鉄が、今回初めて、北野駅より甘木まで運転を中止しました。ましてや、大刀洗にかかる鉄橋の橋桁まで水位が上がったのです。もう1日雨がふっていたら、私の家は、間違いないなく床上浸水になり、西鉄の線路も冠水し西鉄甘木線がどうなっていたか想像すらできません。現在の異常気象は、予想できないようなことが起きます。絶対大丈夫だと、誰が保証し、そして約束ができるのでしょうか。

国道322号線の東側は、毎年2回以上、田んぼが冠水します。昨年の九州北部豪雨のときは、堤防の法面まで水位が上がり堤防の決壊の恐れもあったと聞いています。

このように、危険な洪水浸水区域に有害物質、ダイオキシンなど発生するゴミの施設を作るなど考えられません。

4 最後に

この施設の建設は、昭和63年に計画されて以降、ずっと棚上げにされてきました。平成17年までの約20年間放置しておきながら、いまさら計画を実施する必要などありません。実際に、既存施設で十分に処理が可能です。

裁判所におかれましては、このような施設の建設を認めず、地元住民の立場に立った判断をしていただきたくお願いいたします。

意見陳述書

原告 川内 俊英

第1 私は、環境科学を専門としているもので、現在、久留米大学比較文化研究所の特別研究員です。廃棄物処理施設が環境破壊、環境汚染の元凶の一つであることから、20年以上、廃棄物問題に関わっています。また久留米市のゴミ問題協議会（以下「ゴミ協」と言います）の委員として現在の17分別による資源化実現に関わりました。

1 今回の久留米市の廃棄物焼却施設の新設（以下「新施設」と言います）の問題点として第一に指摘したいことは、新施設整備計画が、時代に逆行した許しがたいものであるという点です。

ご存知のように、廃棄物の焼却処理は、資源となるものを灰にしてしまうという点で、資源の浪費であり、他方、焼却処理する過程で、地球温暖化の原因となる二酸化炭素や、あるいは人体に有毒なダイオキシン類や重金属類等を排出して環境を汚染します。そういう意味で、国も推進している「資源循環型社会」を目指している「持続可能な社会」の構築に反します。そのため、現在、廃棄物の焼却処理は明らかに時代遅れの方法です。

確かに、今すぐ、全面的に、焼却処理を久留米市が廃止することは困難かもしれません。しかし資源循環型社会構築の観点からすると、焼却処理を減らす方向で廃棄物処理計画を立てなければなりません。

この点、久留米市の計画は、従来通り200トン以上の廃棄物を焼却処理すること、しかも20年間それが継続することを前提としていますから、明らかに資源循環型社会構築の観点から外れています。

第2 では、新施設を建設することなく、どのようにすればよいのでしょうか。

実は、それほど難しいことではありません。

1 現在、上津クリーンセンターの焼却炉（以下「上津焼却施設」と言います）で日量200トン前後の廃棄物が焼却処理されています。焼却量の多い順に見ると、紙ごみが50～60%、プラスチック20%、生ごみ8.9%です（久留米市、平成18～23年35回調査・平均）。ただし久留米市の公表している「生ごみ8.9パーセント」というのは乾燥重量で、水分を含む場合生ゴミが実は約44.5%を占めます。

これらはいずれも資源化が可能な廃棄物であり、やろうと思えば半分ほどは資源化が可能です。少なくとも焼却ごみを4分の3程度にするだけで、久留米市が主張する上津焼却炉の改修後の処理能力142トンで処理できるのです。こうすれば、資源を無駄にすることもありませんし、埋め立てる焼却灰も大幅に減る上、さらに最終処分場や焼却施設周辺の安全性も高くなるのです。

2 具体的にどうするかですが、紙くずの大部分は、市民や事業所に、より丁寧な分別の協力を依頼して古紙としてのリサイクルを徹底すれば半減が可能です。「雑ごみ」として挙げられるコピー用紙、カレンダー、紙袋、封筒、投げ込みチラシ、包装紙、ハガキ、名刺サイズくらいまでの紙、トイレットペーパーやラップの芯などです。さらに雑誌、単行本、ノート、カタログ、パンフレットなど、全て古紙へのリサイクルが可能です。

また、容器包装リサイクル法によると、自治体が回収した容器包装類は、関係メーカーが

すべて引き取って、再利用する義務があります。容器包装類としては、菓子箱、テッシュの箱など日常生活で「ごみ」として出されている物の大半が含まれています。

現在、久留米市は、この容り法に基づく容器類の回収をしていません。これを実施するならば、容器包装に利用されている紙屑の大部分は、久留米市が処理する必要がなくなるのです。

- 3 次にプラスチック類ですが、プラスチック廃棄物の多くは、容器包装に使用されているものです。したがって、今述べた容り法を利用すれば紙ごみ同様、久留米市が処理する責任はありません。

また、それ以外のプラスチック類廃棄物も、分別収集して、資源として再利用が可能です。

たとえば、宇部興産は、セメント工場で都市ごみの焼却灰や廃プラスチック類などの廃棄物をセメントの原燃料として再利用するリサイクル事業を強化しています。福岡県でも、苅田町の苅田工場のセメントの製造工程で燃料として利用されています。

ほかにも、久留米市近隣の大木町で実施している油化も選択の1つです。大木町はプラスチック油化を民間委託していますが、久留米市も同様のことができます。

また大木町では増え続ける紙オムツの分別回収を実施して民間委託により断熱材に再生している例もあります。

- 4 生ごみ（厨芥）は堆肥化するかメタンガス化してガスの燃料化と残余物である汚泥の液肥としての利用が可能です。これも先ほど紹介した大木町「くるるん」で実践されていますし、久留米市内で生ごみ処理の例として放線菌による生ごみの堆肥化装置を開発して上質の堆肥の販売がされています。また市内には、廃食用油を回収してデーゼル燃料化している会社もあります。大木町ではメタン発酵の際に発生する液肥（消化液は無料）を町内の希望する農家の水田に散布して購入肥料を削減しています。ここで生産された良質のコメを学校給食に使用し、循環型社会のモデル的事業を実施しています。

- 5 新潟県長岡市が生ゴミの焼却を止めメタンガス発酵して発電を開始したというニュースが流れました。長岡市は久留米市と同規模の人口約28.3万人の都市でごみ焼却量も年間7万トンと久留米と似ていますが、生ごみのメタンガス化で2万トン（日量55トン）の削減を予定しているとのことです。

- 6 長岡市の生ごみの焼却中止、メタンガス化による処理は突然出てきたものではありません。10年以上前から、下水汚泥から発生するメタンガスの有効利用の研究と実用化の実績を積み重ね今回の生ごみの有効利用に至っています。

- 7 いずれも、他の自治体で実践されているものであり、久留米市でも実施が可能です。実際、かつて久留米市は、5種類程度にしか一般廃棄物を分別していました。しかし、最終処分場がひっ迫したことから、平成9年（1997）に、久留米市規模（当時約24万人）の都市としては画期的であった17分別を導入し、大幅に「廃棄物」を減量したという実績があります。この画期的な分別は当時のゴミ協の熱心な議論の賜物です。当初、久留米市側は、通常の協議会同様、数回で意見を集約して結果を出すつもりでした。しかし委員の真剣な協議が続出したため、数か月の予定が半年以上となり、延べ50回以上にわたり、ぎろんされました。協議中、久留米市側は、「ごみ削減努力をする」とは言うものの具体的方策は示さず、また、すでに分別回収で焼却ごみの大幅削減を達成した先進事例（市費で見学にも行った水俣市など）による多種類分別による資源化には強い抵抗を示しました。しかし今後数十年にわたる久留

米市のごみ問題を決定する重要な起点として、数名の委員の奮闘努力を他の委員からも受け入れてもらい、大幅な焼却ごみ削減と多分別資源化が行われるようになりました。この協議会の市側の責任者は、当時の久留米市助役で、今回は被告の代理人となっている木下隆一弁護士でしたので、私のこの話はよくわかっていらっしゃるでしょう。

このように、新施設を建設するよりもまず、この減量をするべきですが今回も、市側は市民協力によるごみ削減には、「手間とお金がかかる」等、いろいろ否定する材料を挙げて拒み続けています。しかし、久留米市は真剣にごみ減量を検討せず、安易に、お金をかけて大きな施設を新設することを選択しているにすぎません。先ほど述べたように、ごみ減量は、実際にできるのです。

分別収集によって、これまでお金をかけて無駄に焼却してきた「ごみ」がエネルギーや油、肥料などの資源になるのです。と同時に、借金をしてごみを焼却する施設の建設を止めることで建設費用を節約でき、その資金を他の事業に回せます。その上焼却量も減らせますから環境保全にも役立ちます。

この差はとても大きなことですし、循環型社会を構築するためにも、新施設の建設は行ってならないと考えます。

意見陳述書

原告 金子 むつみ

私は久留米市民として、宮ノ陣・八丁島への焼却場建設に関して違法または不当な公金の支出が行われていることについて、撤回の立場から陳述いたします。

焼却場建設に係る総事業費は、約 132 億円とみなされ、また、20 年間の委託料は 200 億円の巨費がつぎ込まれる予定です。建設の道理も根拠も崩れている焼却場を造ることは、久留米市の財政を大きく圧迫します。ただでさえ久留米市の借金は現在、約 1,300 億円にのぼり、その負担とツケはやがて住民にまわってきます。

私は、大事な視点として国の政治の問題とのかかわりを見なければいけないと思います。そのひとつは、「平成の合併」からつづく地方交付税の大幅削減、社会保障のサービス切り下げと負担増の問題です。この国の政治のもとで、久留米市は、「国の悪政から市民を守る」という立場に立たず、住民サービスの後退と負担増の政策を実施してきました。8 年前（H17 年 2 月）の 4 町合併の結果、一昨年から国民健康保険料が大幅に引き上げられたことはその象徴です。子どもの健康にかかる学校給食や市民のプライバシーにかかる市役所窓口業務などは、市民の賛否両論が渦まくなか、民間委託が強行されています。「市には予算がない」というのが最大の口実です。

二つ目は、安倍自公政権の下で「税と社会保障の一体改革」が市民に大きな影響を与えていくことです。「アベノミクス」の経済政策は、富裕層には一定の効果はあっても、国民の所得は増えず、逆に石油や食料品などの価格は上がり、暮らしに大きな打撃を与える危険な局面に入っています。その上、消費税は来年 4 月に増税することが表明され、年金や医療費、介護、生活保護をはじめとする社会保障の大改悪が始まっています。

久留米市がおこなった昨年度の「久留米市民意識調査」をみても、「特に力を入れてほしいこと」の項目では、雇用の安定や社会保障の充実が上位を占めています。市民の実情、要求から見てもまったく不必要なものであり、それに反するものと言わざるをえません。

久留米市が、巨額の費用を使って、必要のないものを建設し、市民にとって必要な生活関連事業には「予算が無い」との一言で、後景に追いやっていることを私は許せません。例えば、子どもたちの教育環境の問題です。学校施設の老朽化、医療費の高さ、学校教職員をはじめ保育士や図書司書の非正規化、学童指導員の待遇の悪さなど、あげればきりがありません。今年度小中学校教室のクーラー設置がやっと予算化されたものの、子どもは社会の宝とした抜本的な改善は大変遅れています。

本来、地方自治のあるべき姿は、地方自治法「第一条の二 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」としています。その姿に立つのであれば、お金の使い方が間違っています。久留米市は子どもの教育日本一（子育てトップクラス）をめざしています。みどりが多く、安全安心の街づくりや教育環境を充実させることこそ、子育て日本一につながる道ではないでしょうか。市の人口も減少するなかで、久留米市外に移り住む人たちを留まらせる大きな課題は

ここにこそあると思います。

国の悪政がつづくもとで、市民の願いに応える久留米市になってほしいと思います。焼却場を建設するのではなく、子育て支援を優先に、仕事や雇用、高齢者が安心して住み続けられる市民生活充実のためにお金を使うことこそ、今後の久留米市発展につながると、私は確信します。

以上の理由から、私は宮ノ陣・八丁島焼却場への公金の支出は不当であり撤回するべきであると最後に申し添えて、陳述といたします。

意見陳述書

原告 緒方 正子

1、はじめに

私は、久留米市を中心とした中小零細業者の組合、久留米民主商工会の副会長と、久留米市議会議員をしております。現在、宮ノ陣町八丁島に建設中の焼却場については、その建設についてこれまで十分な説明がなされていないこと、市民にとって必要なものであります。税金の無駄使いであるということを市議の立場から述べます。

2、ごみ問題にかかわった経過

私は、ごみ焼却場建設地と同じ校区（八丁島の隣接集落で現地より 2K メートルほど離れた所）に 43 年住んでいますが、焼却場建設の場所が 2005 年に発表されたことや、八丁島で説明会が開かれていたことなど、当時は全く知りませんでした。

2011 年 5 月より久留米市議会議員となりました。

議員になった直後、所属する会派で久留米市環境部の職員を呼んでごみ焼却場建設の勉強会があつたり、秋田市などへ焼却場と車の廃棄ガスについての視察に行ったりしましたが、環境部の説明も視察の内容も、溶融炉の施設はダイオキシンなどの物質も少なく、焼却灰なども少なくて良いといった内容でした。

これらの説明を聞いて、建設される焼却場は安全安心なものなのだと漠然と思ったことを覚えています。おそらく、他の市議会議員の方々も同程度の認識だったのではないかでしょうか。もっとも、現在建設されている焼却施設の炉はストーカ炉に変更されています。

9 月 6 日、八丁島を守る会の石橋代表や、ごみ問題連絡会の橋田代表など 6 名の方々が私の事務所へお見えになり、地元の議員として是非反対をして欲しいと要望されました。この時も、即座に反対する気持ちになったわけではありません。

しかし、11 月 1 日に、私の自宅近くの公民館で初めての市政報告会を開いたところ、農家の方から「せっかく若い後継者もいるのに、優良農地をつぶすのは絶対困る」「ダイオキシンなど有害物質が心配だ」「私たちはなにも知らされていない」など切実な意見が続出しました。それらの人々は、市からは納得のいく説明が全くないまま施設建設の話が進んでいるため、今のままでは納得できず、何とか再度、市において議論と説明をしてほしいと言っていました。

私は、それから色々と調べ、現在の上津の焼却場で充分であること、優良農地をつぶすこと、水害の恐れがあること、人口の減少、ごみは現在減少していることなどからみて、この八丁島の焼却場は必要がないことを確信し、反対をすべきと思いました。

3、議会では、

そこで、私はもう一度焼却場の必要性から議会で議論をして、計画の再検討をすべきと思い、議会での活動を始めました。

2011 年 12 月議会より 6 回にわたり、ごみ焼却場建設に係わる問題を取り上げ、市長に一般質問を繰り返してきました。

必要性について、上津のクリーンセンターは修理をしてあと 15 年は使える。処理能力

も落ちないとタクマも言っている。財政面では高額な建設費と今後の維持管理費がかかり、久留米市の財政状況からみても市民への負担が多すぎる。予定地は優良農地であり、潰すべきではない。予定地は水害の危険地域であるなどです。

これに対する市の答弁は、焼却場は必要不可欠であるとの一点張りで、根拠を示した説明はありませんでした。上津クリーンセンターは、2ヶ月間全面休止をして改修をするから必要だ。財政面は国の交付金が活用できるので市の負担は少ない。優良農地は、焼却施設の面積がとれる場所がほかにないから致し方ない。水害の危険性は、施設を高いところに造って対応する。など納得のいく答弁ではありませんでした。

このような答弁に終始するということは、計画が承認された議会でも満足な説明がなされていなかつたのではないかでしょう。このことは、2012年3月の議会最終日に、突然、施設建設用地取得の件を追加議案として提出した市の態度からも明らかです。

また、11月には災害ごみの処理には交付金が出ないにもかかわらず計画書をだしていたので、環境省より計画書の作り直しを指示された後、2013年に國の方針が転換されたことでやっと交付金ができるようになったということもありました。

一部事務組合から脱退して旧4町のごみを受け入れる話についても、八女・西部広域事務組合へ直接伺うと、「久留米からは正式な話はあっていない。」とのことでしたが、久留米市からはあたかもすでに受け入れることが決まっているかのような説明でした。

このように、私は何度も市に対して、建設計画への疑問をぶつけて説明を求め、議会で再度議論をしようとした。しかし、市の態度は、すでに決まった建設計画についてはどんな疑問点が生じても真剣に検討する気はなく、説明も不十分なまま、決まったことなのだからただ計画を進めればよいのだという態度でした。私は、久留米市議会議員としてこのような市の態度に大きな驚きと憤りを感じています。

市民に対しても、久留米市は、広報久留米やホームページで知らせたと言いますが、久留米市市民全体には、焼却場を建設しますと一方的に載せるだけです。地元、宮ノ陣や八丁島でも一部の方以外は知らされず、充分な意見交換や説明もあっていません。

4、 最後に

これまで述べてきたように、議会においても、市民に対しても、焼却場の建設は十分な説明に基づく議論のもとに決定されたものではないのです。

ごみ焼却場が建設されると、今後の維持管理も含めて、その負担は市民にかかるべきます。ですので、市はそのような負担を負う市民に対して、納得のいくまで説明する義務があります。そのような説明がなされない以上、焼却場の建設は許されません。市民あつての久留米市であり、決して久留米市あつての市民でないはずです。

私は、市民の生活を守る市議として、これからも議会を通じて、このごみ処理場建設に反対の活動を続けていきたいと思いますが、裁判所におかれましても、この焼却場が不要なものであることを充分ご理解いただき、公正なる判断をしていただきますようお願いいたします。

意見陳述書

原告 橋田 沙弓

第1 私は、30年以上前から、久留米市山本町豊田に居住し、また久留米市内の私立高校で理科を教えていました。現在、ごみ問題を考える市民有志で組織されている「久留米ごみ問題連絡会」の代表です。

現在操業中の焼却施設「上津クリーンセンター」では、久留米市民から出されるごみは、何不足なく毎日集められ焼却されています。この清掃工場は平成24年に修理がなされたことから、15年間は完全にここで、焼却できます。

上津クリーンセンターに加えて、宮の陣八丁島に新焼却場を建設することは、多くの問題を抱えていますが、今日は、焼却施設の有害性について、意見を述べさせていただきます。

第2 焼却場から発生する焼却灰や排ガスは、匂いもしないし、吸い込んでも花粉のように刺激的なものはありません。しかし、長期にわたって、私たちや次の世代に様々な影響を与えます。

1 まず、廃プラスチック焼却による有害物質発生について述べます。

(1) 2010年1月5日に、『～検証！プラスチック焼却～ぜん息調査シンポジウム』が東京都江東区で開催されました。このシンポジウムで、環境ジャーナリストの青木泰氏から、以下のような報告がされました。

① 2001年当時、横浜市はプラスチックなど混合焼却していたが、そうしていなかつた東京都と比べ、ぜん息被患率が高い値を示していました。

② 同じ横浜市で2001年、横浜市栄工場の稼働停止後、風下にある2つの小学校のぜん息患者数が1校は半分、もう1校は3分の1と激減したこと

③ 渋谷区立小学校全20校のうち、10%以上の生徒がぜん息を発症している学校が11校あり、そのうち2校は何と20%以上の発症であり、渋谷区の小学生のぜん息罹患率の平均は東京都の平均の2倍ということ。調査時東京都では渋谷区を除きプラスチックを混焼してなったことから、渋谷区で喘息が多い理由は、廃プラスチック混焼していたことが原因と考えられます。

(2) 江東区のごみ焼却施設は10施設と23区で最も多くあり、東京都でプラスチックの混焼を始めたことから、今後、プラスチック焼却を原因とする、ぜん息など子どもの健康リスクが高まることも、青木さんは指摘しました。

(3) 「子ども環境保健に関する先進8か国環境大臣宣言（マイアミ宣言、1997年）」では、子どもは化学物質など環境汚染に傷つけやすく、基準値以下で健康問題を生じる可能性があることから、予防原則で子どもの健康を守ると宣言しています。

この宣言に則れば、プラスチックを清掃工場で燃やすことが、子どもにとって本当に安全と言えるのかどうかのさらなる検証が必要となります。

また、焼却炉周辺にはぜん息、アトピー、ガンにかかる人が多いとも言われています。

2 重金属類問題の問題。

特許庁が作成した「ダイオキシン対策技術」によると、ばいじん（飛灰）や焼却灰の成分分析では、カドミウム、鉛、亜鉛、ひ素、水銀などの重金属類14種が検出されており、ばいじんの方が焼却灰よりも総じて多く含んでいます。

3 ダイオキシン類について

(1) まず、ダイオキシン類の毒性について説明します。

ごみ焼却炉からダイオキシン類が発生することは、周知の事実ですが、WHOによると、ダイオキシン類の一つである 2,3,7,8-TCDD は、人工の化学物質の中で最も毒性が強く、その急性毒性は青酸カリの 1 万倍以上で、発がん性も極めて高く、とくに肝臓がんや肺がんを引き起こすことや胎児に対する催奇形性が証明されています。カネミ油症の原因と言われた PCB もダイオキシン類の一種です。

ダイオキシン類は毒性の強さがそれぞれ異なるため、その毒性の強さは、最も毒性の強い 2,3,7,8-TCDD の毒性を 1 として換算した TEQ で表します。ダイオキシンの毒性については、まだ不明な点が多いのですが、有害であることははっきりしています。また、最近、臭素系ダイオキシン類も焼却炉で形成されていることが判明しており、その危険性も指摘されています。

(2) 具体的な健康被害について紹介します。

ア 昭和 43 年 1 月、北九州市小倉北区西港町にあるカネミ倉庫株が製造した米ぬか油に猛毒のダイオキシン汚染事件が発生しました。西日本一帯に被害が広がり保健所や病院は大騒ぎになりました。マスコミがようやく発表したのが同年 10 月 10 日で世間が慌てました。「カネミ油症患者から見た荒木町農薬被害事件」をお書きになった高山美子さんは、この記事により、自分自身もこの油を食べていた被害者であることがわかったそうです。当時 20 歳の高山さんは死の恐怖におびえ続け、現在 67 歳を超えてなお、心房細動による不整脈、また、甲状腺異常、脂漏性角化症等で苦しんでおられます。

イ 久留米の三西化学工場事件

久留米市荒木町にあった三井化学・三西化学の農薬工場では、かつて、PCP・BHC・DDT・MO・枯葉剤など 30 種以上の製品が製造されており、その製造工程で、有害物質を垂れ流していました。

近所に住むある一家は、この工場の有害物質で被害を受け、長い間苦しんでいらっしゃいました。

私は、奥さんから何度も話を伺いましたが、彼女が肉体的苦痛以上に深刻に悩んでいたのは、子どもの結婚です。出産して、もし、生まれてくる赤ちゃんが、ダイオキシン類の悪影響を受けていれば、母子ともにどんなに苦しむだろうかと、心配なさっていました。実際、奥さんを診察・調査した四人の学者が、口を揃えて、「子どもたちは結婚しない方がいい」と助言したそうです。彼女はついに二人の娘に結婚を許可しませんでしたが、それを今でも、子どもに申し訳ないと、わび続けています。

ダイオキシン類という地球史上最強の化学物質の汚染によって、産む権利を奪われたのです。産む権利が保障される環境こそ、これから 21 世紀に実現させたい究極の安心、安全な環境です。

ウ この三西工場跡地には、不要になった農薬類が、不法に埋め立てられており、県の調査で、敷地内から高濃度のダイオキシン類が検出されています。現在、同工場跡地では、不法投棄で生じた土壤汚染、地下水汚染の浄化作業が 10 年計画で三井化学によって行われています。

当然、周辺には、有害物質による被害が生じていることが推測されますが、久留米市

も福岡県も徹底した調査はしません。また荒木町の方々はこのダイオキシン被害が注目されると、風評被害が起きて、農作物が売れなくなる状況を心配していらっしゃいました。

工 以上については、添付資料を参考にしてください。

4 以上のように、焼却施設から発生する有毒物質は、周辺の住民に大きな被害を与えます。宮の陣町八丁島の方も、現実に清掃工場が稼働を始めると、そのばい煙などによりぜんそくなったり、ダイオキシン類や重金属類により種々の被害を受けたりする危険があります。その危険性は、特に子供や女性に大きく現れます。

また、そこまで大きな被害が出なくても、風評被害により、農家の方は稻や野菜の栽培が出来なくなったり、せっかく作っても売ることが出来なくなったりする恐れがあります。

実際、八丁島周辺の住民は、この裁判に参加している方々はもちろん、そうでない方々も、自分たちの子や孫が有害物質により被害を受けるのではないかとか、風評被害で農業がダメになるのではないかと、大変心配しておられます。

上津クリーンセンターの処理能力はなにも問題ありません。人口の減少と共に、今後ごみは増えません。このような住民の生活環境に影響を与える焼却施設を、もう一つ作る必要はなく、建設の撤回が必要とお願い申し上げます。

意見陳述書

原告 今村 浅茅

1 はじめに

私は22年間、久留米市の小学校で教師として働いてきました。

教育現場での経験をもとに、教育現場で起こっている問題について述べさせていただきます。

そして、教育現場で起こっている問題は、本件ごみ処理場の建設をやめ、建設費用や維持費の一部をまわすだけで解決することができることを説明いたします。

また、教育現場での久留米市の方針と、本件ごみ処理場の建設とが矛盾していることについても、意見を述べさせていただきます。

2 子どもの医療費の問題について

私は、第一に、子どもの健康を守る為にお金を使って欲しいと思っています。

昔、私が小学6年生を受け持っていたとき、2週間咳が続く子がいました。長く咳が続いたので、私はその子に、「お母さんに言って、病院に行きなさい。肺炎になると大変だよ。」と言いました。その子からは、「お母さんは『今お金がないから病院には連れていけない』と言っている。」という返事が返ってきました。

この子だけではなく、体の調子が悪くても、すぐに病院に行かない、経済的事情で病院に行くことができない子どもを、私は教師としてたくさん見てきました。

子どもは病気やけがをよくします。私は、いつでも、費用を気にすることなく、安心して子どもたちを病院に行かせることができるようにならないものかとずっと願っていました。

今年の10月から、ようやく、多くの方の署名や交渉で、久留米市は小学3年生までは月額上限1000円を払えば、同じ傷病についてであれば、1か月の間は何度通院しても無料ということになりました。

しかし、せめて、義務教育の間は医療費の心配をせずに病院に行かせたいものです。東京都23区では義務教育の期間、つまり中学3年生まで医療費は無料です。同じ日本の子どもです。自治体によってこのような差が出ないようにしていただきたいです。

聞くところによると、久留米市で1学年の医療費を無料にするためには5000万円の予算が必要ということです。そうすると、単純計算で、中学3年生までの医療費の無料を実現するには3億円かかることになります。

久留米市は、中学3年生までの医療費を無料にするためには、予算がない、予算がない、と言います。

しかし、本件ごみ処理場の建設をやめ、また、維持費の支出がなければ、義務教育期間中の医療費無料はすぐにでも実現することができるのです。

3 校舎等教育設備の問題について

次に、私は、校舎などの施設設備とそのメンテナンスにお金をかけて欲しいと思っています。

古い校舎では、雨が降ると、雨漏りがして天井にしみができ、しづくが落ちてくるという

問題があります。

改修工事が終わった学校でも、安い資材を使っているためか、結露で、テープで留めた掲示物が剥がれ落ちてくることがあります。また、リノリュウム張りの廊下の床は濡れやすく、梅雨の時期や雨が降った日にはすべて危ない状態です。

そして、教室にひさしやベランダがないため、夏の暑い日であっても、雨が降り込まないように教室の窓を閉め切らなければなりません。子どもたちは蒸し暑い教室で過ごさなければなりません。

その他にも、雨水で湿った教室の床が盛り上がって、割れてしまうなど、数え上げたらきりがありません。

さらに、耐久年数が過ぎたのでしょうか、時折、外壁や、外に面した天井のセメントが剥がれ落ちたりしているところがあります。また、運動場の遊具やプールのペンキ塗りなどはPTAの保護者や職員の作業でまかなっている状態です。

トイレの臭さ・汚さも、ひどい状態です。

14年前から市民の方が学校の施設設備を見学して回り、学校施設の改善や予算の増額を要求してくださるようになったので、各学校の要望と共に、ずいぶん予算を増やしてもらい、少しほとぎました。

具体的に言えば、平成11年度には学校施設改善の決算額は11億5700万円でした。それが、平成23年度には24億1100万円にもなったのです。

しかし、周辺自治体の学校と比較すると、まだ、久留米市内の学校の設備はとてもお粗末です。

久留米市以外の出身の先生方は、「自分が子供時代を過ごした学校の方が（設備や状態が）ました。」と言われるほどです。

私は、3年間ほど、市町村合併前の北野町の小学校で教員をしていましたことがありますが、そのときに、当時の久留米市内の学校のお粗末さを実感したことがあります。北野町の小学校では、学級ごとに水飲み場があり、各教室にはひさしやベランダが当然のようにありました。久留米では、雨の日に窓を開けることもできないのに、北野町では窓を開けることができるんだと、とても感心しました。

4 職員の非常勤化の問題について

また、私は、教育現場の常勤講師を正規の職員として採用するとともに、図書の司書などの勤務時間を正規の教師と同じ勤務体制で働くようにしてほしいと思っています。

平成24年現在、久留米市全体で、非正規教員は270人、全体の17パーセントにのぼります。17パーセントが非正規教員という割合は、全国で5番目に多い割合です。

特に、栄養士などはほとんどが非正規職員です。

非正規職員のなかにも、月給制の人もいれば、時給制の人もいます。さらに、時給制の人の中でも、福岡県採用扱いの人と久留米市採用扱いの人とでは時給が大きく違うなど、同じ「教員」のなかでも、立場や経済状況が大きく異なっているというのが現状です。

また、各学校の学級担任をしている教員のうち、1割～2割が非正規の職員です。例えば、西国分小学校では、担任をうけ持っている教員が33名いますが、うち9名が非正規の職員です。

非正規の教員は、勤務条件が正規の職員と違っています。

非正規の教員は、一日 6 時間までしか働けず、ボーナスを支払わないで済むようにするために、夏休み等の長期休みの期間中には契約が切られていることがあります。特に、年度の切り替わりの時期が契約期間に含まれていないことから、年度初めの学級担任の発表のときに、学校としても、来るとして誰が来るのか分からずに、年度初めの学級担任が空欄のまま、クラスの発表をせざるを得ないことがあります。

非正規の教員の勤務条件が劣悪なため、会議や教材作り、研究、見学やキャンプ・修学旅行の下見などを全員で行いたくても、関係のある職員が全員で行うことができないことが多いとなっています。

私が教師になったころはほとんどの学級担任は正規の職員でした。だから、安心して、教員は、教材を自分のお金で試作したり、必要な本や参考文献などを買ったりしていました。そして、出張旅費が出なくとも、必要ならば自分のお金で研究会や施設見学を行ったものです。しかし、いつ辞めなければならないかわからない非正規ならば、そこまでのことはできません。

学校というのは、そこに勤務する全ての職員がそれぞれの立場から子どもたちを育てていこうと心を一つにして働くことで成り立っています。

扱いは学校によって異なりますが、栄養士であっても、給食の献立・調理・子どもたちへの給食指導のみならず教育や委員会活動・クラブ活動まで担っている学校もあります。また、図書の司書も図書の時間の指導だけではなく読書指導から委員会活動・クラブ活動も担っている学校もあります。

事務職員にしても種々の事務作業のみならず子どもや保護者・教職員と関わる大切な立場です。どの職種も正規職員であってほしいのですが、それが叶わないのであれば、せめて、子ども達と密に接する学級担任は正規職員にしてほしいと思います。

職員一人を正規で雇うには、大学新卒から定年までで、平均で 1 億円ほどかかります。しかし、子どもたちに十分な教育をするためには、教職員すべてが安心して働くことが必要です。そのためにお金を使って欲しいと思っています。八丁島のごみ処理場の建設をやめれば、費用を捻出することができるのです。

5 環境教育の徹底との矛盾

久留米市は早くから環境問題に取り組んでいました。

小学校でも、市と一緒に様々な環境教育に取り組んできました。

特に、合成洗剤の危険性や節水を訴えた水問題については、特に、授業で取り組み、生活の中でも、給食の牛乳瓶を最小限の水ですがせることや石鹼の普及もしてきました。

ごみ問題では、空き缶や瓶、白色トレイ、乾電池の収集は学校でもコーナーを設けて行っています。電気もこまめにスイッチを切り、下校時にはコンセントも抜いています。

特に小学校 3 年生ではごみ処理場や浄水場見学などと共に自分の生活を見直す学習もしています。

そして、ポスター掲示やこまめなチェックといった努力が実を結び、現在久留米市内の全小学校が ISO14001 を基に久留米市が作成した、学校版環境 ISO の認定を受けています。

この認定を取るために、教員もそれなりの労力をかけ、時間を割きました。

学校版環境 I S O では、明確に、ごみの減量が謳われています。

子どもたちに、ごみの減量を訴えておきながら、久留米市自身が、ごみの減量と真っ向から反対する新しいごみ処理場を作ることは、矛盾する政策と言わざるを得ません。

環境教育のもとで育った子どもたちは、ごみの減量への努力を当たり前のように行うことができます。その子どもたちが久留米市を担うようになっていくなかで、更なるごみの減量は可能です。他でもない久留米市自身が、子どもたちに行った環境教育によって、子どもたちや地域に根づいた形でごみを減らすことができるのです。

ごみの減量が可能である以上、やはりごみ処理場は必要ないのです。

6 さいごに

『水と緑の人間都市』これが久留米市のキャッチフレーズです。

子どもたちがこれを実感しながら育っていき、自分たちも次世代に借金ではなく、「人を大切に環境を大切にしようという思いと行動を残していくこう」という人間になるように、どうか税金を不要なごみ処理場建設に使うのではなく、人を育てる教育現場に使って欲しいと思います。

同じ税金の使い道として、より少ない費用で、大きな効果を上げることができる子どもの医療費助成や教育の問題については予算がないと言いながら、何故、いま、巨額の費用を投じて、ごみ処理場を新たに作る必要があるのかについて、久留米市は、十分な説明ができていません。

裁判所におかれましては、不要なごみ処理場への公金支出をやめていただくために、税金のよりよい使い道という観点から判断していただきたいと思っています。

くるめ革新懇話会

事務局連絡先：

久留米市東町29-4 若菜トレードビル4階

くるめ市民の法律事務所

下東 信三 弁護士

電話：0942-34-1101 FAX：0942-34-1102

ホームページ：「ようこそ くるめ革新懇です」

www.kurume-kakushinkon.net

「くるめ革新懇」で検索